

特定非営利活動法人の管理・運営の手引

玉 村 町

特定非営利活動法人の申請や届出手続について

特定非営利活動促進法人（NPO法人）は、法令に基づき各種の手続を行う必要があります。この手引は、NPO法人の皆さんが玉村町に申請や届出をする場合の手続を説明しています。法人運営事務の参考としてください。

なお、この手引に記載されている申請や届出の様式は、玉村町公式ホームページから入手（ダウンロード）することができます。

（URL：<http://www.town.tamamura.lg.jp/>）

目 次

◆ 事業報告書等の提出及び情報公開	1
◆ 役員の変更等の届出	23
◆ 定款変更の手続	27
◆ 解散及び合併の手続	35
◆ 所轄庁による監督及び罰則	40
◆ 関係法令		
• 特定非営利活動促進法	42
• 群馬県特定非営利活動促進法施行条例	62
• 玉村町群馬県特定非営利活動促進法施行条例施行規則	67
• 規則別記様式（第1号～第16号）	70

この手引では、次の略称を使用しています。

法……特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）

条例…特定非営利活動促進法施行条例（平成10年群馬県条例第38号）

規則…玉村町群馬県特定非営利活動促進法施行条例施行規則（平成25年玉村町規則第15号）

事業報告書等の提出及び情報公開

1頁……「事業報告書等の提出」及び「閲覧書類の提出」

3頁……事業報告書等提出書（規則別記様式第8号）

4頁……事業報告書 記載例

7頁……計算書類

• 活動計算書 記載例

• 貸借対照表 記載例

15頁……財産目録 記載例

18頁……科目例

21頁……年間役員名簿

22頁……前事業年度の社員のうち10人以上の者の名簿

「事業報告書等の提出」及び「情報公開」

(法第 28 条・29 条、条例第 8 条、規則第 9 条)

- 法人は、毎事業年度の初めの 3 か月以内に前事業年度の事業報告書等を作成し、玉村町に提出するとともに、翌々事業年度の末日までの間、法人のすべての事務所（主たる事務所のほか、従たる事務所を設置している場合は当該事務所を含む）に備え置かなければなりません。
- 作成・提出し、備え置かなければならない書類は、次の①～⑥の書類です。

提出書類	提出部数
① 事業報告書等提出書（別記様式第 8 号）	1 部
② 事業報告書	2 部
③ 計算書類 ・活動計算書 ・貸借対照表	2 部
④ 財産目録	2 部
⑤ 年間役員名簿 （前事業年度において役員であった者の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿）	2 部
⑥ 社員のうち 10 人以上の者の名簿 （前事業年度の社員のうち 10 人以上の者の氏名等を記載した書面〔法人にあっては、その名称及び代表者の氏名〕及び住所又は居所を記載した書面）	2 部

◆ 法人及び所轄庁における情報公開

法人は、上記で作成した事業報告書等のほか、役員名簿並びに定款等（定款並びにその認証及び登記に関する書類の写し）を翌々事業年度の末日までの間、その法人のすべての事務所に備え置く必要があります。これらの書類は、正当な理由がある場合を除いて、その社員及び利害関係人に対し閲覧に応じなければなりません。

また、玉村町においても、提出された上記の書類（過去 3 年分）について、町民の方からの請求により閲覧又は謄写に応じることとなります。

閲覧に応じなければならぬ書類は、次のア)～ウ)の書類です。

- ア) 事業報告書等（過去 3 か年分）
- イ) 役員名簿（事業報告書のものとは別に、最新のものも備え置く）
- ウ) 定款等（①定款〔最新のもの〕、②認証書の写し〔認証に関する書類の写し〕、③登記事項証明書の写し）

◆ **認証の取り消し**

法人が、3年以上これらの書類を提出しない場合には、所轄庁はその法人の設立の認証を取り消すことができると規定されています。（法第43条第1項）

◆ **過料処分**

法人が、これらの書類の提出を怠ったときは、法人の理事、監事又は清算人は20万円以下の過料に処せられることが規定されています。（法第80条第5項）

※平成24年4月1日からの法改正により、これまで、事業報告書提出の際に添付していただいていた「収支計算書」が、「活動計算書」に変更となりました。

「収支計算書」は、法人の会計方針で定められた資金の範囲に含まれる部分の動きを表すものでしたが、新しい「活動計算書」は、法人の当期の正味財産の増減原因を示すものです。

当分の間は「収支計算書」でも受け付けられますが、できる限り速やかに「活動計算書」への移行をお願いします。

年 月 日

（あて先）玉村町長

特定非営利活動法人の所在地

特定非営利活動法人の名称

代表者氏名

印

電話番号

メール

事業報告書等提出書

下記に掲げる前事業年度（ 年 月 日から 年 月 日まで）
の事業報告書等について、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）

第 29 条

第 52 条第 1 項の規定により読み替えて適用する法第 29 条

第 62 条において準用する法第 52 条第 1 項の規定により読み替えて適用する法第 29 条

の

規定により、提出します。

記

- 1 前事業年度の事業報告書
- 2 前事業年度の活動計算書
- 3 前事業年度の貸借対照表
- 4 前事業年度の財産目録
- 5 前事業年度の年間役員名簿
- 6 前事業年度の末日における社員のうち 10 人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面

注 1 この提出書には、上記の提出書類各 2 部（法第 5 2 条第 1 項（法第 6 2 条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により非所轄法人が提出する場合は、各 1 部）を添付すること。

2 特定非営利活動に係る事業のほか、その他の事業を行う場合には、活動計算書を一つの書類の中で別欄表示し、また、その他の事業を実施していない場合は、脚注においてその旨を記載する。

3 5 の書類は、前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載した名簿をいう。

4 2 以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営利活動法人が法第 5 2 条第 1 項の規定に基づき、所轄庁以外の関係知事に提出する場合には、提出先の団体が定めるところによること。

(事業報告書 記載例)

平成〇〇年度事業報告書

(平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日まで)

(特定非営利活動法人の名称)

特定非営利活動法人〇〇〇〇の会

1 事業実施の成果

(1) 特定非営利活動に係る事業

平成〇〇年度は、活動テーマ「〇〇〇〇」について、見学・調査活動、研究会・ワークショップなどを行った。これらの活動を通じて、子どもや青少年を取り巻く現状や課題について参加者の理解を深めることができた。

(2) その他の事業

特定非営利活動に係る事業の運営経費に充てるため、フリーマーケットを2回開催し、若干の収益を上げた。

(3) 会議の開催

理事会3回、総会2回を開催し、定款変更をはじめ各種規程を整備した。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数
〇〇〇〇 見学事業	子どもに関わる地域の公共施設を見学し、実態や問題点を探った。	〇月 〇日	〇〇児童館他	8人	不特定多数
〇〇 調査事業	地域の子供達に対し、心配事に関するアンケート調査を行った。	〇月～ 〇月	〇〇学区子供会	15人	不特定多数
研究会事業	子どもに関わる問題についての講演会・集団討議を行った。	〇月 〇日	〇〇公民館	20人	地域住民 約40人
広報事業	年4回機関誌を発行した。	年4回	事務所	5人	会員・地域住民 約300人

(2) その他の事業

事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数
不用品販売 事業	各自持ち寄りの不用品をフリーマーケットで販売した。	4月〇日 8月〇日	〇〇 広場	10人

(注)定款にその他の事業を定めていない場合は、(2)は削除してください。

3 会議の開催に関する事項

(1) 総会

ア 通常総会

- ① 日時・場所 ○月○日 13:00～16:00 ○○会館会議室
- ② 議題 事務規則の制定について、経理規程の制定について、理事の選任について

イ 臨時総会

- ① 日時・場所 ○月○日 13:00～16:00 ○○会館会議室
- ② 議題 平成○年度事業計画の変更について、平成○年度活動予算の承認について、平成×年度事業報告・活動決算の承認について、定款変更について

(2) 理事会

第1回理事会

- ア 日時・場所 ○月○日 19:00～20:00 ○○理事長宅
- イ 議題 ①事務規則の制定について、②経理規程の制定について

第2回理事会

- ア 日時・場所 ○月○日 11:00～12:00 ○○公民館談話室
- イ 議題 ①平成○年度事業計画の変更について、②平成○年度活動予算の承認について

第3回理事会

- ア 日時・場所 ○月○日 14:00～17:00 株式会社○○会議室
- イ 議題 ①定款変更について、②理事の選任について

(備考)

- 1 「2 事業の実施に関する事項」は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 2 「2 (1) 特定非営利活動に係る事業」については、事業ごとに事業名、事業内容、実施日時、実施場所、従事者の人員、並びに受益対象者の範囲及び人数をそれぞれ記載する。
- 3 「2 (1) 特定非営利活動に係る事業」のうち「受益対象者の範囲及び人数」の欄には、具体的な受益対象者及び人数を記載する。
- 4 「2 (3) その他の事業」については、事業ごとに事業名、事業内容、実施日時、実施場所及び従事者の人数をそれぞれ記載する。定款上、「その他の事業」に関する事項を定めているが、当該事業年度にその事業を実施しなかった場合、「実施しなかった」旨を記載する。

(事業報告書 様式例)

〇〇年度事業報告書

(平成 年 月 日から平成 年 月 日まで)

(特定非営利活動法人の名称)

特定非営利活動法人

1 事業実施の成果

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数

(2) その他の事業

事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数

(注)定款にその他の事業を定めていない場合、(2)は削除してください。

3 会議の開催に関する事項

(1) 総会

(2) 理事会

(前事業年度の計算書類(活動計算書)の記載例)

〇〇年度 活動計算書

××年×月×日から××年×月×日まで

特定非営利活動法人〇〇〇〇
(単位:円)

科目		金額	
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	×××		
賛助会員受取会費	×××		
.....	×××		
		×××	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	×××		
施設等受入評価益	×××		
.....	×××		
		×××	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	×××		
.....	×××		
		×××	
4. 事業収益			
〇〇事業収益			×××
5. その他収益			
受取利息	×××		
雑収益	×××		
.....	×××		
		×××	
経常収益計			×××
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	×××		
法定福利費	×××		
退職給付費用	×××		
福利厚生費	×××		
.....	×××		
人件費計	×××		
(2) その他経費			
会議費	×××		
旅費交通費	×××		
施設等評価費用	×××		
減価償却費	×××		
支払利息	×××		
.....	×××		
その他経費計	×××		
事業費計		×××	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	×××		
給料手当	×××		
法定福利費	×××		
退職給付費用	×××		
福利厚生費	×××		
.....	×××		
人件費計	×××		
(2) その他経費			
会議費	×××		
旅費交通費	×××		
減価償却費	×××		
支払利息	×××		
.....	×××		
その他経費計	×××		
管理費計		×××	
経常費用計			×××
当期経常増減額			×××
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益		×××	
.....		×××	

会費の性格に応じて分けて記載

事業費と管理費について、人件費とその他経費に分けた上で、支出の形態別に内訳を記載します。

経常外収益計			×××
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損		×××	
.....		×××	
経常外費用計			×××
税引前当期正味財産増減額			×××
法人税、住民税及び事業税			×××
当期正味財産増減額			×××
前期繰越正味財産額			×××
次期繰越正味財産額			×××

前事業年度活動計算書の「次期繰越正味財産額」と金額が一致することを確認します。

貸借対照表の「正味財産合計」と金額が一致することを確認します。

※ 今年度はその他の事業を実施していません

その他の事業を定款で掲げていない法人はこの脚注は不要です。

(前事業年度の計算書類(その他の事業を実施している場合の活動計算書)の記載例)

〇〇年度 活動計算書

××年×月×日から××年×月×日まで

特定非営利活動法人〇〇〇〇
(単位:円)

科目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	×××		×××
.....	×××		×××
2. 受取寄附金			
受取寄附金	×××		×××
施設等受入評価益	×××		×××
.....	×××		×××
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	×××		×××
.....	×××		×××
4. 事業収益			
〇〇事業収益	×××		×××
△△事業収益		×××	×××
5. その他収益			
受取利息	×××		×××
雑収益	×××		×××
.....	×××		×××
経常収益計	×××	×××	×××
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	×××	×××	×××
法定福利費	×××	×××	×××
退職給付費用	×××		×××
福利厚生費	×××	×××	×××
.....	×××		×××
人件費計	×××	×××	×××
(2) その他経費			
会議費	×××		×××
旅費交通費	×××	×××	×××
施設等評価費用	×××		×××
減価償却費	×××		×××
支払利息	×××		×××
.....	×××	×××	×××
その他経費計	×××	×××	×××
事業費計	×××	×××	×××
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	×××		×××
給料手当	×××		×××
法定福利費	×××		×××
退職給付費用	×××		×××
福利厚生費	×××		×××
.....	×××		×××
人件費計	×××		×××
(2) その他経費			
会議費	×××		×××
旅費交通費	×××		×××
減価償却費	×××		×××
支払利息	×××		×××
.....	×××		×××
その他経費計	×××		×××
管理費計	×××		×××
経常費用計	×××	×××	×××
当期経常増減額	×××	×××	×××

事業費と管理費について、人件費とその他経費に分けた上で支出の形態別に内訳を記載します。

Ⅲ 経常外収益			
1. 固定資産売却益	×××		×××
.....	×××		×××
経常外収益計	×××		×××
Ⅳ 経常外費用			
1. 過年度損益修正損	×××		×××
.....	×××		×××
経常外費用計	×××		×××
経理区分振替額	×××	△×××	×××
当期正味財産増減額	×××	×××	×××
前期繰越正味財産額			×××
次期繰越正味財産額			×××

その他の事業で
得た利益の振替
額を記載します。

貸借対照表の「正味財
産合計」と金額が一致
することを確認します。

前事業年度活動計算書の
「次期繰越正味財産額」と
金額が一致することを確認
します。

その他の事業を実施してい
ない場合は、「その他の事
業」欄の数字をすべてゼロ
とする、あるいは8ページ
のとおり、脚注に「※今年
度はその他の事業を実施し
ていない」旨を明記します。

〇〇年度 貸借対照表

××年×月×日現在

特定非営利活動法人〇〇〇〇
(単位:円)

科目	金額		
I 資産の部			
1.流動資産			
現金預金	×××		
未収金	×××		
.....	×××		
流動資産合計		×××	
2.固定資産			
(1)有形固定資産			
車両運搬具	×××		
什器備品	×××		
.....	×××		
有形固定資産計		×××	
(2)無形固定資産			
ソフトウェア	×××		
.....	×××		
無形固定資産計		×××	
(3)投資その他の資産			
敷金	×××		
〇〇特定資産	×××		
.....	×××		
投資その他の資産計		×××	
固定資産合計		×××	
資産合計			×××
II 負債の部			
1.流動負債			
未払金	×××		
前受民間助成金	×××		
.....	×××		
流動負債合計		×××	
2.固定負債			
長期借入金	×××		
退職給付引当金	×××		
.....	×××		
固定負債合計		×××	
負債合計			×××
III 正味財産の部			
前期繰越正味財産		×××	
当期正味財産増減額		×××	
正味財産合計			×××
負債及び正味財産合計			×××

「負債及び正味財産合計」と金額が一致することを確認します。

前事業年度貸借対照表の「正味財産合計」と金額が一致することを確認します。

「資産合計」と金額が一致することを確認します。

活動計算書の「次期繰越正味財産額」と金額が一致することを確認します。

計算書類の注記

NPO会計基準では、会計報告において重要な情報は注記により示します。以下に示すものは想定される注記を例示したものです。必要な事項について記載してください。（該当事項がない場合は記載不要です。）

1. 重要な会計方針

計算書類の作成は、NPO法人会計基準（2010年7月20日 2011年11月20日一部改正 NPO法人会計基準協議会）によっています。

- (1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

どの会計基準に基づいて作成したか記載します。

- (2) 固定資産の減価償却の方法

- (3) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務に基づき当期末に発生していると認められる金額を計上しています。なお、退職給付債務は期末自己都合要支給額に基づいて計算しています。

- ・〇〇引当金

- (4) 施設の提供等の物的サービスを受けた場合の会計処理

施設の提供等の物的サービスの受入れは、活動計算書に計上しています。また計上額の算定方法は「4. 施設の提供等の物的サービスの受入の内訳」に記載しています。

- (5) ボランティアによる役務の提供

ボランティアによる役務の提供は、「5. 活動の原価の算定にあたって必要なボランティアによる役務の提供の内訳」として注記しています。

- (6) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

消費税を購入価格や販売価格に含めて記帳する方法である「税込方式」と、消費税を支払ったり受け取ったりする都度、区分して経理する方法である「税抜方式」のどちらによっているかを記載します。

2. 会計方針の変更

事業費のみの内訳を表示することも可能。事業を区分していない法人については記載不要です。

3. 事業別損益の状況

(単位：円)

科目	A事業費	B事業費	C事業費	D事業費	事業部門計	管理部門	合計
I 経常収益							
1. 受取会費						×××	×××
2. 受取寄附金	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
3. 受取助成金等	×××	×××	×××	×××	×××		×××
4. 事業収益	×××	×××	×××	×××	×××		×××
5. その他収益						×××	×××
経常収益計	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
II 経常費用							
(1) 人件費							
給料手当	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
臨時雇賃金	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
.....	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
人件費計	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
(2) その他経費							
業務委託費	×××	×××	×××	×××	×××		×××
旅費交通費	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
.....	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
その他経費計	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
経常費用計	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当期経常増減額	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××

4. 施設の提供等の物的サービスの受入の内訳

(単位：円)

内容	金額	算定方法
〇〇体育館の無償利用	×××	〇〇体育館使用料金表によっています。

合理的な算定方法を記載します。（活動計算書に計上する場合は客観的な算定方法）

5. 活動の原価の算定にあたって必要なボランティアによる役務の提供の内訳

(単位：円)

内容	金額	算定方法
○○事業相談員 ■名×■日間	×××	単価は××地区の最低賃金によって算定しています。

合理的な算定方法を記載します。(活動計算書に計上する場合は客観的な算定方法)

6. 使途等が制約された寄附金等の内訳

使途等が制約された寄附金等の内訳(正味財産の増減及び残高の状況)は以下のとおりです。
当法人の正味財産は×××円ですが、そのうち×××円は、下記のように使途が特定されています。
したがって使途が制約されていない正味財産は×××円です。

(単位：円)

内容	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	備考
○○地震被災者 援助事業	×××	×××	×××	×××	翌期に使用予定の支援用資金
△△財団助成 ××事業	×××	×××	×××	×××	助成金の総額は××円です。活動計算書に計上した額××円との差額××円は前受助成金として貸借対照表に負債計上しています。
合計	×××	×××	×××	×××	

対象事業及び実施期間が定められ、未使用額の返還義務が規定されている助成金・補助金を前受経理をした場合、「当期増加額」には、活動計算書に計上した金額を記載する。助成金・補助金の総額は「備考」欄に記載します。

7. 固定資産の増減内訳

(単位：円)

科目	期首取得価額	取得	減少	期末取得価額	減価償却累計額	期末帳簿価額
有形固定資産						
什器備品	×××	×××	×××	×××	△×××	×××
.....	×××	×××	×××	×××	△×××	×××
無形固定資産						
.....	×××	×××	×××	×××	△×××	×××
投資その他の資産						
.....	×××	×××	×××	×××		×××
合計	×××	×××	×××	×××	△×××	×××

8. 借入金を増減内訳

(単位：円)

科目	期首残高	当期借入	当期返済	期末残高
長期借入金	×××	×××	×××	×××
役員借入金	×××	×××	×××	×××
合計	×××	×××	×××	×××

9. 役員及びその近親者との取引の内容

役員及びその近親者との取引は以下のとおりです。

(単位：円)

科目	計算書類に計上された金額	内役員及び近親者との取引
(活動計算書)		
受取寄附金	×××	×××
委託料	×××	×××
活動計算書計	×××	×××
(貸借対照表)		
未払金	×××	×××
役員借入金	×××	×××
貸借対照表計	×××	×××

10. その他特定非営利活動法人の資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産の増減の状況を明らかにするために必要な事項

・ 現物寄附の評価方法

重要性が高いと判断される場合に記載します。

現物寄附を受けた固定資産の評価方法は、固定資産税評価額によっています。

・ 事業費と管理費の按分方法

重要性が高いと判断される場合に記載します。

各事業の経費及び事業費と管理費に共通する経費のうち、給料手当及び旅費交通費については従事割合に基づき按分しています。

・ 重要な後発事象

貸借対照表日後に発生した事象で、次年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼすもの（例：自然災害等による重大な損害の発生、重要な係争事件の発生又は解決、主要な取引先の倒産等）について記載します。

平成××年×月×日、〇〇事業所が火災により焼失したことによる損害額は××円、保険の契約金額は××円です。

・ その他の事業に係る資産の状況

その他の事業に固有の資産で重要なもの及び特定非営利活動に係る事業・その他の事業に共通で使用している重要な資産の残高状況について記載します。

その他の事業に係る資産の残高は、土地・建物が××円、棚卸資産が××円です。
特定非営利活動に係る事業・その他の事業に共通で使用している重要な資産は土地・建物が××円です。

〇〇年度 財産目録
××年×月×日現在

当該事業年度の末日を記載します。

特定非営利活動法人〇〇〇〇
(単位：円)

科目	金額	
I 資産の部		
1. 流動資産		
現金預金		
手元現金	×××	
××銀行普通預金	×××	
未収金		
××事業未収金	×××	
.....	×××	
流動資産合計		×××
2. 固定資産		
(1) 有形固定資産		
什器備品		
パソコン1台	×××	
応接セット	×××	
.....	×××	
歴史的資料	評価せず	
.....	×××	
有形固定資産計		×××
(2) 無形固定資産		
ソフトウェア		
財務ソフト	×××	
.....	×××	
無形固定資産計		×××
(3) 投資その他の資産		
敷金	×××	
〇〇特定資産	×××	
××銀行定期預金	×××	
.....	×××	
投資その他の資産計		×××
固定資産合計		×××
資産合計		×××
II 負債の部		
1. 流動負債		
未払金		
事務用品購入代	×××	
.....	×××	
預り金		
源泉所得税預り金	×××	
.....	×××	
流動負債合計		×××
2. 固定負債		
長期借入金	×××	
××銀行借入金	×××	
.....	×××	
固定負債合計		×××
負債合計		×××
正味財産		×××

基本的に貸借対照表上の金額と同じ金額を記載します。

金銭評価ができない資産については「評価せず」として記載できます。

活動計算書・貸借対照表・財産目録の作成例（定款にその他事業を掲げていない場合）

〇〇年度 活動計算書

××年××月××日から××年××月××日まで

特定非営利活動法人〇〇〇〇

(単位：円)

科目	金額	
I 経常収益		
1. 受取会費	750,000	
2. 受取寄附金	290,000	
3. その他収益	10,000	
経常収益計		1,050,000
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
臨時雇賃金	200,000	
人件費計	200,000	
(2) その他経費		
旅費交通費	300,000	
通信運搬費	100,000	
その他経費計	400,000	
事業費計		600,000
2. 管理費		
(1) 人件費		
人件費計	0	
(2) その他経費		
印刷製本費	150,000	
通信運搬費	100,000	
減価償却費	50,000	
雑費	50,000	
その他経費計	350,000	
管理費計		350,000
経常費用計		950,000
当期正味財産増減額		100,000
前期繰越正味財産額		450,000
次期繰越正味財産額		550,000

経常費用は、「事業費」と「管理費」に分けます。
 (事業費：目的とする事業を行うために直接要する人件費やその他の経費。管理費：各種の事業を管理するための費用で、総会等の開催運営費、事務所の賃借料、光熱水費など)

「事業費」と「管理費」について、それぞれ「人件費」と「その他経費」に分けた上で、支出の形態別（旅費交通費、通信運搬費など）に内訳を記載します。

現預金以外に資産・負債がない場合には、当期の現預金の増減額を表します。

前事業年度活動計算書の「次期繰越正味財産額」と金額が一致することを確認します。

〇〇年度 貸借対照表

××年××月××日現在

特定非営利活動法人〇〇〇〇

(単位：円)

科目	金額	
I 資産の部		
1. 流動資産		
現金預金	300,000	
流動資産合計		300,000
2. 固定資産		
有形固定資産		
什器備品	250,000	
固定資産合計		250,000
資産合計		550,000
II 負債の部		
1. 流動負債		
流動負債合計		0
2. 固定負債		
固定負債合計		0
負債合計		0
III 正味財産の部		
前期繰越正味財産	450,000	
当期正味財産増加額	100,000	
正味財産合計		550,000
負債及び正味財産合計		550,000

活動計算書の「次期繰越正味財産額」と、貸借対照表の「正味財産の部」の合計額は一致することを確認します。

〇〇年度 財産目録

××年××月××日現在

特定非営利活動法人〇〇〇〇

(単位：円)

科目	金額		
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金			
〇〇銀行普通預金	300,000		
流動資産合計		300,000	
2. 固定資産			
有形固定資産			
什器備品			
パソコン1台	250,000		
固定資産合計		250,000	
資産合計			550,000
II 負債の部			
1. 流動負債			
流動負債合計		0	
2. 固定負債			
固定負債合計		0	
負債合計			0
正味財産			550,000

計算書類の注記

← 該当する項目のみ記載します。

1. 重要な会計方針

計算書類の作成は、NPO法人会計基準（2010年7月20日 2011年11月20日一部改正 NPO法人会計基準協議会）によっています。

(1) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産は、定額法で償却をしています。

「重要な会計方針」の一番最初に、この計算書類をどの会計基準に基づいて作成したか記載します。

(2) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

2. 固定資産の増減の内訳

科目	期首取得価額	取得	減少	期末取得価額	減価償却累計額	期末帳簿価額
有形固定資産						
什器備品		300,000		300,000	△ 50,000	250,000
合計		300,000	0	300,000	△ 50,000	250,000

活動計算書（活動予算書）の科目例

以下に示すものは、一般によく使われると思われる科目のうち、主なものを例示したものです。したがって、該当がない場合は使用する必要はありませんし、利用者の理解に支障がなければまとめて構いません。また、適宜の科目を追加することができます。

勘定科目	科目の説明
I 経常収益	
1. 受取会費	
正会員受取会費	確実に入金されることが明らかな場合を除き、実際に入金したときに計上する。対価性が認められず明らかに贈与と認められるものや、それを含む場合があり、PSTの判定時に留意が必要。
賛助会員受取会費	
2. 受取寄附金	
受取寄附金	無償又は著しく低い価格で現物資産の提供を受けた場合の時価による評価差益。受け入れた無償又は著しく低い価格で施設の提供等の物的サービスを、合理的に算定し外部資料等によって客観的に把握でき、施設等評価費用と併せて計上する方法を選択した場合に計上する。
資産受贈益	
施設等受入評価益	
ボランティア受入評価益	提供を受けたボランティアからの役務の金額を、合理的に算定し外部資料等によって客観的に把握でき、ボランティア評価費用と併せて計上する方法を選択した場合に計上する。
3. 受取助成金等	
受取助成金	補助金や助成金の交付者の区分によって受取民間助成金、受取国庫補助金等に区分することができる。
受取補助金	
4. 事業収益	事業の種類ごとに区分して表示することができる。
売上高	販売用棚卸資産の販売やサービス（役務）の提供などにより得た収益。サービス利用の対価としての性格をもつ会費。
〇〇利用会員受取会費	
5. その他収益	
受取利息	為替換算による差益。なお為替差損がある場合は相殺して表示する。いずれの科目にも該当しない、又は独立の科目とするほど量的、質的に重要でない収益。この科目の金額が他と比して過大になることは望ましくない。
為替差益	
雑収益	
II 経常費用	
1. 事業費	
(1) 人件費	
給料手当	ボランティアの費用相当額。ボランティア受入評価益と併せて計上する。
臨時雇賃金	
ボランティア評価費用	
法定福利費	
退職給付費用	退職給付見込額のうち当期に発生した費用。会計基準変更時差異の処理として、定額法により費用処理する場合、一定年数（15年以内）で除した額を加算する。少額を一括して処理する場合も含まれる。
通勤費	給料手当、福利厚生費に含める場合もある。
福利厚生費	
(2) その他経費	
売上原価	販売用棚卸資産を販売したときの原価。期首の棚卸高に当期の仕入高を加え期末の棚卸高を控除した額。
業務委託費	講師等に対する謝礼金。
諸謝金	
印刷製本費	
会議費	
旅費交通費	
車両費	車両運搬具に関する費用をまとめる場合。内容により他の科目に表示することもできる。
通信運搬費	電話代や郵送物の送料等。
消耗品費	
修繕費	
水道光熱費	電気代、ガス代、水道代等。
地代家賃	事務所の家賃や駐車場代等。
賃借料	少額資産に該当する事務機器のリース料等。不動産の使用料をここに入れることも可能。
施設等評価費用	無償でサービスの提供を受けた場合の費用相当額。施設等受入評価益と併せて計上する。
減価償却費	
保険料	
諸会費	
租税公課	収益事業に対する法人税等は租税公課とは別に表示することが望ましい。なお、法人税等を別表示する際には、活動計算書の末尾に表示し、税引前当期正味財産増減額から法人税等を差し引いて当期正味財産増減額を表示することが望ましい。
研修費	

勘定科目	科目の説明
支払手数料 支払助成金 支払寄附金 支払利息 為替差損 雑費	金融機関等からの借入れに係る利子・利息。 為替換算による差損。なお、為替差益がある場合は相殺して表示する。 いずれの科目にも該当しない、又は独立の科目とするほど量的、質的に重要でない費用。この科目の金額が他と比して過大になることは望ましくない。
2. 管理費 (1) 人件費 役員報酬 給料手当 法定福利費 退職給付費用	退職給付見込額のうち当期に発生した費用。会計基準変更時差異の処理として、定額法により費用処理する場合、一定年数（15年以内）で除した額を加算する。少額を一括して処理する場合も含まれる。
通勤費 福利厚生費 (2) その他経費 印刷製本費 会議費 旅費交通費 車両費	給料手当、福利厚生費に含める場合もある。 車両運搬具に関する費用をまとめる場合。内容により他の科目に表示することもできる。
通信運搬費 消耗品費 修繕費 水道光熱費 地代家賃 賃借料	電話代や郵送物の送料等。 電気代、ガス代、水道代等。 事務所の家賃や駐車場代等。 少額資産に該当する事務機器のリース料等。不動産の使用料をここに入れることも可能。
減価償却費 保険料 諸会費 租税公課	収益事業に対する法人税等は租税公課とは別に表示することが望ましい。なお、法人税等を別表示する際には、活動計算書の末尾に表示し、税引前当期正味財産増減額から法人税等を差し引いて当期正味財産増減額を表示することが望ましい（P154の様式例参照）。
支払手数料 支払利息 雑費	金融機関等からの借入れに係る利子・利息。 いずれの科目にも該当しない、又は独立の科目とするほど量的、質的に重要でない費用。この科目の金額が他と比して過大になることは望ましくない。
III 経常外収益 固定資産売却益 過年度損益修正益	過年度に関わる項目を当期に一括して修正処理をした場合。
IV 経常外費用 固定資産除・売却損 災害損失 過年度損益修正損	過年度に関わる項目を当期に一括して修正処理をした場合。会計基準を変更する前事業年度以前に減価償却を行っていない資産を一括して修正処理する場合などに用いる。減価償却費だけの場合は、「過年度減価償却費」の科目を使うこともできる。
V 経理区分振替額 経理区分振替額	その他の事業がある場合の事業間振替額。

(注) 重要性が高いと判断される用途等が制約された寄附金等（対象事業等が定められた補助金等を含む）を受け入れた場合は、「一般正味財産増減の部」と「指定正味財産増減の部」に区分して表示し、当該寄附金等を後者に計上することが望ましい。当該寄附金（補助金・助成金）の用途等が解除された場合等には、「一般正味財産増減の部」に「受取寄附金（補助金・助成金）振替額」を、「指定正味財産増減の部」に「一般正味財産への振替額（△）」を勘定科目として記載する。

貸借対照表の科目例

以下に示すものは、一般によく使われると思われる科目のうち、主なものを例示したものです。したがって、該当がない場合は使用する必要はありませんし、利用者の理解に支障がなければまとめて構いません。また、適宜の科目を追加することができます。

勘定科目	科目の説明
I 資産の部 1. 流動資産 現金預金 未収金 棚卸資産 短期貸付金 前払金 仮払金 立替金 ○○特定資産 貸倒引当金 (△) 2. 固定資産 (1) 有形固定資産 建物 構築物 車両運搬具 什器備品 土地 建設仮勘定 (2) 無形固定資産 ソフトウェア (3) 投資その他の資産 投資有価証券 敷金 差入保証金 長期貸付金 長期前払費用 ○○特定資産	<p>商品の販売によるものも含む。 商品、貯蔵品等として表示することもできる。 返済期限が事業年度末から1年以内の貸付金。</p> <p>目的が特定されている資産で流動資産に属するもの。目的を明示する。</p> <p>土地、建物等実体があり、長期にわたり事業用に使用する目的で保有する資産。 建物付属設備を含む。</p> <p>工事の前払金や手付金等、建設中又は制作中の固定資産。 具体的な存在形態を持たないが、事業活動において長期間にわたり利用される資産。</p> <p>購入あるいは制作したソフトの原価。 余裕資金の運用のための長期的外部投資や、貸付金等長期債権から構成される資産。</p> <p>長期に保有する有価証券。 返還されない部分は含まない。 返還されない部分は含まない。 返済期限が事業年度末から1年を超える貸付金。</p> <p>目的が特定されている資産で固定資産に属するもの。目的を明示する。</p>
II 負債の部 1. 流動負債 短期借入金 未払金 前受金 仮受金 預り金 2. 固定負債 長期借入金 退職給付引当金	<p>返済期限が事業年度末から1年以内の借入金。 商品の仕入れによるものも含む。</p> <p>返済期限が事業年度末から1年を超える借入金。 退職給付見込額の期末残高。</p>
III 正味財産の部 1. 正味財産 前期繰越正味財産 当期正味財産増減額	

(注) 重要性が高いと判断される用途等が制約された寄附金等(対象事業等が定められた補助金等を含む)を受け入れた場合は、「III 正味財産の部」を「指定正味財産」と「一般正味財産」とに区分してそれぞれを勘定科目として表示し、当該寄附金等を前者に計上することが望ましい。

(法第28条第1項関係様式例)

年間役員名簿

(前事業年度において役員であった者の氏名及び住所並びに各役員についての報酬の有無)

.....年 月 日から年 月 日まで

(特定非営利活動法人の名称)

特定非営利活動法人

役職名	氏名	住所又は居所	就任期間	報酬を受けた期間
			年 月 日 ～ 年 月 日	年 月 日 ～ 年 月 日
			年 月 日 ～ 年 月 日	年 月 日 ～ 年 月 日
			年 月 日 ～ 年 月 日	年 月 日 ～ 年 月 日
			年 月 日 ～ 年 月 日	年 月 日 ～ 年 月 日

(備考)

- 1 「役職名」「氏名」欄には、.....の期間中に役員であった全ての人について、理事、監事を別に記載する。
- 2 「住所又は居所」欄には、住民票又は外国人登録原票記載事項証明書により証された住所又は居所を記載する。
- 3 「就任期間」欄には、.....の期間中に役員であった者の全てについて当該期間内で実際に役員であった期間を記載する。
- 4 「報酬を受けた期間」欄については、「就任期間」中に報酬を受けたことがある役員についてのみ報酬を受けた期間を記載する。

(法第28条第1項関係様式例)

前事業年度の社員のうち10人以上の者の名簿

年 月 日現在

(特定非営利活動法人の名称)

特定非営利活動法人

	氏 名	住 所 又 は 居 所
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

(備考)

- 1 時点は前事業年度の最終日を記載する。
- 2 「氏名」欄には、法人にあっては、その名称及び代表者の氏名を記載する。
- 3 名簿は、前事業年度の末日現在における社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載する。

役員の変更等の届出

23頁……役員の変更等の届出

24頁……役員変更等届出書（規則別記様式第4号）

25頁……就任承諾書及び誓約書 様式例

26頁……役員名簿 様式例

役員の変更等の届出

(法第23条第1項、規則第5条)

- 法人は、役員が変更した場合及び役員の氏名、住所又は居所に異動があった場合には、変更後の役員名簿（2部）を添えて**役員変更等届出書（規則別記様式第4号… 24ページ参照）**を玉村町に提出しなければなりません。
- 役員の変更等の届出が必要な変更事項は、次の場合です。
新任、再任、任期満了、死亡、辞任、解任、住所の異動、改姓又は改名
補欠の場合又は増員によって就任した場合は、その旨を付記してください。

◆ 役員が新たに就任した場合

この場合、届出を行う際に、任期満了と同時に再任された場合を除いて、次の書類を届出書とともに提出しなければなりません。(法第23条第2項)

- | |
|--|
| ① 就任承諾書及び宣誓書の謄本（コピー）… 25ページ参照 |
| ② 役員の住所又は居所を証する書面（条例第2条第2項の書面）……住民票（コピーは不可）等 |

◆ 役員が任期満了と同時に再任された場合

- ・ この場合にも、「役員変更等届出書」を提出してください。
- ・ 役員変更等届出書の変更事項欄は「再任」と記入してください。

● 変更事項の登記

- ・ 役員の変更等によって登記事項に変更が生じた場合は、事務所の所在地を管轄する法務局において、主たる事務所の所在地においては2週間以内に、従たる事務所の所在地においては3週間以内に、変更の登記をしなければなりません。

【役員変更等届出書（次ページ）の記載例】

● 役員補充による新任の場合

変更年月日 変更事項	役職名	氏名	住所又は居所
※○年○月○日 新任・欠員補充	理事 (又は監事)	○○○○ (氏名・住所は住民票どおり正確に記載します)	・・・一丁目2番地3

※ 変更年月日：前任者の辞任等の日の翌日又は役員選任機関で選任され、後任者が承諾した日のいずれか遅い日。

● 増員による新任の場合

※○年○月○日 新任・増員	理事 (又は監事)	○○○○ (氏名・住所は住民票どおり正確に記載します)	・・・256番地の4
------------------	--------------	---------------------------------------	------------

※ 変更年月日：役員選任機関で選任され、新任者が承諾した日。

● 役員改選による再任（又は任期満了）の場合

※○年○月○日 再任（又は任期満了）	理事 (又は監事)	○○○○ (氏名・住所は住民票どおり正確に記載します)	・・・三丁目5番2号○○マンション302号
-----------------------	--------------	---------------------------------------	-----------------------

※ 変更年月日：前任者の辞任等の日の翌日又は役員選任機関で選任され、後任者が承諾した日のいずれか遅い日。

年 月 日

（あて先）玉村町長

特定非営利活動法人の所在地
 特定非営利活動法人の名称
 代表者氏名
 電話番号
 メール

印

役員変更等届出書

次のとおり役員の変更等があったので、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）

第23条
 第52条第1項の規定により読み替えて適用する法第23条
 第62条において準用する法第52条第1項の規定により読み替えて適用する法第23条

の規定

により、変更後の役員名簿を添えて届け出ます。

変更年月日 変更事項	役職名	氏名	住所又は居所

- 注1 「変更事項」欄には、新任、再任、任期満了、死亡、辞任、解任、住所（又は居所）の異動、改姓又は改名の別を記載し、また、補欠のため、又は増員によって就任した場合には、その旨を付記すること。なお、任期満了と同時に再任した場合には、再任とだけ記載すれば足りる。
- 2 「役職名」欄には、理事、監事の別を記載すること。
- 3 改姓又は改名の場合には、「氏名」欄に、旧姓又は旧名を括弧を付して併記すること。
- 4 「住所又は居所」欄には、住所又は居所を証する書面により証された事項を記載すること。
- 5 役員が新たに就任した場合（任期満了と同時に再任された場合を除く。）は、以下の書類を添付すること。
- (1) 当該各役員が法第20条各号に該当しないこと及び法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本
- (2) 当該各役員の住所又は居所を証する書面
- 6 変更後の役員名簿については、2部（法第52条第1項（法第62条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により非所轄法人が届け出る場合は、1部）を添付すること。
- 7 2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営利活動法人が法第52条第1項の規定に基づき所轄庁以外の関係知事に届け出る場合には、届出先の団体が定めるところによること。

年 月 日

特定非営利活動法人〇〇〇〇 御中

就任承諾書及び誓約書

住所又は居所

氏名

印

私は、特定非営利活動法人〇〇〇〇の理事（又は監事）に就任することを承諾するとともに、特定非営利活動促進法第20条各号に該当しないこと及び同法第21条の規定に違反しないことを誓約します。

法第20条 次の各号のいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人の役員になることができない。

- 一 成年被後見人又は被保佐人
- 二 破産者で復権を得ないもの
- 三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 四 この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第32条の2第7項の規定を除く。）に違反したことにより、又は、刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 五 暴力団の構成員等
- 六 第43条の規定により設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から二年を経過しない者法第21条役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の三分の一を超えて含まれることになってはならない。

法第21条 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の三分の一を超えて含まれることになってはならない。

(備考)

住所又は居所については、群馬県特定非営利活動促進法施行条例第2条第2項に掲げる書面（住民票の写し等）により証された住所又は居所を記載する。

(法第10条第1項第2号イ関係様式例)

役員名簿

.....年 月 日現在

(特定非営利活動法人の名称)

特定非営利活動法人

役職名	氏名	住所又は居所	報酬の有無

(備考)

- 1 「役職名」欄には、理事、監事の別を記載する。
- 2 「住所又は居所」欄には、住民票等により証された住所又は居所を記載する。
- 3 「報酬の有無」欄には、報酬を受ける役員には「有」、報酬を受けない役員には「無」を記載する。
- 4 役員総数に対する報酬を受ける役員数（「報酬の有無」欄の「有」の数）の割合は、3分の1以下でなければなりません（法第2条第2項第1号ロ）。

定 款 変 更 の 手 続

27頁……定款変更の手続

30頁……定款変更認証申請書（規則別記様式第5号）
（事業を追加する場合の記載例）

32頁……総会議事録記載例

33頁……定款変更届出書（規則別記様式第6号）
（主たる事務所の住所を変更（県内での移転）した場合の記載例）

34頁……定款の変更の登記完了提出書（規則別記様式第7号）

定款変更の手続

定款の変更を行う場合には、法人の社員総会により定款変更の議決を行い、玉村町の認証を受ける必要があります。

● 定款変更の議決

- ・ 定款を変更するには、定款の定める方法によって社員総会において議決することが必要になります（法第25条第1項）。
- ・ この議決は、定款に特別の定めがない限り、社員総数の2分の1以上が出席し、その出席者の4分の3以上の多数をもって行う必要があります。（法第25条第2項）

● 定款変更の認証申請手続

- ・ 所轄庁の変更を伴わない場合と伴う場合で、提出書類等が異なります。

◆ 所轄庁の変更を伴わない場合（法第25条第3項、第4項、条例第5条、規則第6条）

- 定款変更の議決がなされたら、次の書類を玉村町に提出して、認証を受けます。

① 定款変更認証申請書（規則別記様式第5号）……30A°-Z 参照
② 定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本（1部）
③ 変更後の定款（2部）
※④ 定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書（2部）
※⑤ 定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の活動予算書（2部）

※ ④、⑤の書類は定款変更の内容が、特定非営利活動の種類、特定非営利活動に係る事業の種類、その他の事業の種類等に関する場合に提出します。（法第25条第4項、規則第6条第2項）

◆ 所轄庁の変更を伴う場合（法第26条）

● 所轄庁の変更を伴う場合とは？

- ・ 所轄庁は法人の主たる事務所の所在地によって決まります。主たる事務所の所在地に変更があった場合は、所轄庁が変更になります。
- ・ 玉村町から他の市町村に主たる事務所を移す場合の定款変更の認証申請は、玉村町を経由して変更後の所轄庁に対し行うこととなります。（玉村町に、変更後の所轄庁の定めるところにより申請書を提出し、玉村町から当該所轄庁に書類を送付します。）（法第26条）
- ・ 具体的には、次頁の書類を提出することになりますが、申請書の様式や添付書類の提出部数は所轄庁によって異なりますので、事前に各所轄庁に相談してください。

① 定款変更認証申請書（変更後の所轄庁の定めた様式による）
② 定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本
③ 変更後の定款
④ 役員名簿（役員の氏名、住所又は居所及び各役員についての報酬の有無を記載した名簿）
⑤ 法第2条第2項第2号及び第12条第1項第3項に該当することを確認したことを示す書面
⑥ 直近の事業報告書等（※1）
⑦ 当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書（※2）
⑧ 当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の活動予算書（※2）

(※1) 法人の設立後、最初の年度の事業報告書が作成されるまでの間は、設立認証に際しての法第10条第1項第7号の事業計画書、同条第8号の活動予算書並びに設立に際しての法第14条の財産目録をもって替えることとなります。また、合併後において、最初の年度の事業報告書が作成されるまでの間もこれと同様の取扱になります。

(※2) 定款変更の内容に特定非営利活動の種類、特定非営利活動に係る事業、その他の事業に関する内容が含まれる場合に提出します。

(※3) 玉村町が変更後の所轄庁になる場合、定款変更認証申請書（規則別記様式第5号）に上記②～⑧の書類のうち③④⑦⑧の書類を2部（⑦⑧は(※2)の場合）、②⑤⑥の書類を1部添付して提出してください。

◆ 定款変更の届出手続

- 次の事項に関する変更については、玉村町の認証は必要ありません。

この場合は、定款変更の議決がされたら、遅滞なく玉村町に「定款変更届出書」（規則別記様式第6号…33A-Z参照）を提出しなければなりません。（法第25条第6項、規則第7条）

① 事務所の所在地（所轄庁の変更を伴わないものに限る）
② 役員の定数の変更
③ 資産に関する事項の変更
④ 会計に関する事項の変更
⑤ 事業年度の変更
⑥ 解散に関する変更（残余財産の処分に関する事項を除く）
⑦ 公告の方法の変更
⑧ 法第11条第1項各号にない事項（合併に関する事項、職員に関する事項、賛助会員・顧問等に関する事項）

< 提出書類 >

- | |
|-----------------------------|
| ① 定款変更届出書（別記様式第6号） |
| ② 定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本（1部） |
| ③ 変更後の定款（2部） |

● 変更の登記

- ・ 定款変更などによって登記事項に変更が生じた場合は、事務所の所在地を管轄する法務局において、主たる事務所の所在地においては2週間以内に、従たる事務所の所在地においては3週間以内に、変更の登記をしなければなりません。（法第7条、組合等登記令第3条第1項、第11条）
- ・ ただし、資産の総額の変更登記は、毎事業年度末日現在の額により事業年度終了後2か月以内に行うこととされています。（組合等登記令第3条第3項）
- ・ 登記についての詳細は、管轄の法務局にお問い合わせください。

● 定款の変更の登記完了提出書の提出

- ・ 定款変更に伴い、登記事項の変更の登記を行った際は、遅滞なく登記事項証明書及び変更後の定款（定款変更認証の場合に限る）を添えて「定款の変更の登記完了提出書」（規則別記様式第7号…34A°-ジ 参照）を玉村町に提出する必要があります。

< 提出書類 >

- | |
|----------------------------|
| ① 定款の変更の登記完了提出書（規則別記様式第7号） |
| ② 登記事項証明書（正本1部、副本1部） |
| ③ 変更後の定款（2部）※定款変更認証の場合に限る |

※平成24年4月1日から、理事の代表権の範囲又は制限に関する定めが登記事項となり、定款において理事の代表権の範囲又は制限に関する定めを設けている場合には、その定めを登記しなければならないこととなりました。

また、特定の理事（理事長等）のみが法人を代表する旨の定款の定めがある場合には、その理事以外の理事を登記する必要がなくなりました。

改正組合等登記令が施行される際に代表権の範囲又は制限に関する定めがある法人については、平成24年10月1日までに（ただし、他の登記をするときは、当該他の登記と同時に）理事の代表権の範囲又は制限に関する定めの登記、又は法人を代表する特定の理事（理事長等）以外の理事についての代表権喪失による変更の登記をしなければなりません。

(事業を追加する場合の記載例)

別記様式第5号(規格A4)(第7条関係)

年 月 日

(あて先) 玉村町長

特定非営利活動法人の所在地
特定非営利活動法人の名称
代表者氏名 印
電話番号
メール

定 款 変 更 認 証 申 請 書

下記のとおり定款を変更することについて特定非営利活動促進法(以下「法」という。)第25条第3項の認証を受けたいので、申請します。

記

1 変更の内容

①変更しようとする定款の条文(※変更事項が多い場合は、別紙の添付も可とする)
条文の変更内容は、以下のとおりです。

条文	新	旧
第4条 (注)	この法人は、前条の目的を達成するため 次の種類の特定非営利活動を行う。 (1)..... (2).....(※追加部分に下線を引く)	この法人は、前条の目的を達成するため 次の種類の特定非営利活動を行う。 (1).....
第5条	この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1)特定非営利活動に係る事業 ①..... ②..... ③.....(※追加部分に下線を引く) ④.....	この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1)特定非営利活動に係る事業 ①..... ②.....

(注) 事業を追加する場合、事業内容によって活動の種類も追加する必要があります。

②変更しようとする時期
(認証の時から) ※変更しようとする時期を定めている場合には、その旨を記載

2 変更の理由

(事業を追加した理由を簡潔に記載する)

注1 「1 変更の内容」には、変更しようとする定款の条文等について、変更後と現行の記載の違いを明らかにした新旧条文等の対照表を記載すること。変更しようとする時期を定めている場合には、その旨も記載すること。

2 当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本(1部)、変更後の定款(2部)並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書(当該定款の変更が法第11条第1項第3号又は第11号に掲げる事項に係る変更を含むものであるときに限る。)(2部)を添付すること。

3 所轄庁の変更を伴う定款の変更の場合には、2に掲げる書類のほか以下の書類を添付すること。

(1) 役員名簿(役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。)(2部)

(2) 法第2条第2項第2号及び第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面(1部)

- (3) 直近の法第28条第1項に規定する事業報告書等（設立後当該書類が作成されるまでの間は法第10条第1項第7号の事業計画書、同項第8号の活動予算書及び法第14条の財産目録、合併後当該書類が作成されるまでの間は法第34条第5項において準用する法第10条第1項第7号の事業計画書、法第34条第5項において準用する法第10条第1項第8号の活動予算書及び法第35条第1項の財産目録）（2部）
- 4 法第52条第3項の規定により、認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営利活動法人が法第26条第1項の所轄庁の変更を伴う定款の変更の申請をする場合には、注2及び3に掲げる書類のほか、以下の書類を添付すること。
- (1) 法第44条第2項第1号に規定する寄附者名簿の写し（仮認定特定非営利活動法人は除く。）、同項第2号に規定する認定又は仮認定の基準に適合する旨を説明する書類及び法第47条の欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類の写し、同項第3号に規定する寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類の写し
- (2) 認定又は仮認定の通知書の写し
- (3) 所轄庁に提出した直近の法第54条第2項第2号から第4号までに規定する以下の書類の写し
- ① 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
- ② 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項及び以下に掲げる書類
- イ 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項
- ロ 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項
- ハ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項
- (甲) 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引
- (乙) 役員等との取引
- ニ 寄附者（当該認定特定非営利活動法人等の役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該認定特定非営利活動法人等に対する寄附金の額の合計額が二十万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日
- ホ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項
- ヘ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日
- ト 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合（その金額が二百万円以下の場合に限る。）におけるその金額及び使途並びにその実施日
- ③ 法第45条第1項第3号（ロに係る部分を除く。）、第4号イ及びロ、第5号並びに第7号に掲げる基準に適合している旨並びに法第47条の欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類
- (4) 所轄庁に提出した直近の法第54条第3項及び第4項に規定する以下の書類の写し
- ① 助成金の支給の実績を記載した書類
- ② 海外への送金又は金銭の持出し（その金額が二百万円以下のものを除く。）を行う場合で、事前に、その金額及び使途並びにその予定日（事前の作成が困難な場合はその実施日）を記載した書類

(法第25条第4項関係作成例)

特定非営利活動法人〇〇〇〇 第××回総会議事録

- 1 日 時 〇〇年〇〇月〇〇日〇時～〇時
- 2 場 所 〇〇〇〇
- 3 出席者数 社員総数〇人のうち〇人出席（うち書面表決者〇人、電磁的方法による表決者〇人、表決委任者〇人）

4 審議事項

- ・社員総数及び定款変更議決に必要な定足数の確認
- ・第〇号議案 定款変更に関する事項
- ・第〇号議案 事業計画及び活動予算に関する事項(法人の行う事業の変更の場合)
- ・第〇号議案 特定非営利活動促進法第2条第2項第2号及び法第12条第1項第3号に該当することの確認(所轄庁の変更を伴う場合)

5 議事の経過の概要及び議決の結果

(1) 開会（会議の成立の確認）

(2) 議長の選出

記載例) 議長の選任について諮ったところ、満場一致をもって〇〇〇〇氏を選任した。

(3) 議案の審議

第〇号議案 定款変更に関する件

…（具体的な審議経過、審議結果を記載）

(4) 閉会

6 議事録署名人選任の件

記載例) 議事録署名人について、議長より本日出席の〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏の2名を指名したところ、満場一致異議なく承認された。

以上、この議事録が正確であることを証します。

年 月 日

議 長 氏 名 印

議事録署名人 氏 名 印

同 氏 名 印

(備考)

3には、書面表決者、電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記する。

(主たる事務所の住所を変更(県内での移転)した場合の記載例)

別記様式第6号(規格A4)(第8条関係)

年 月 日

(あて先) 玉村町長

特定非営利活動法人の所在地
特定非営利活動法人の名称
代表者氏名 印
電話番号
メール

定 款 変 更 届 出 書

下記のとおり定款を変更したので、特定非営利活動促進法(以下「法」という。)

第25条第6項
第52条第1項の規定により読み替えて適用する法第25条第6項
第62条において準用する法第52条第1項の規定により読み替えて適用する法第25条第6項

の規定により、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添えて届け出ます。

記

1 変更の内容

条文の変更内容は、以下の対照表のとおりです。

条文	新	旧
第2条	この法人は、事務所を群馬県〇〇市〇町〇丁目〇番〇号に置く。	この法人は、事務所を群馬県 △△市△町△丁目△番△号に置く。

変更した時期 :平成〇年〇月〇日

2 変更の理由

主たる事務所を移転したため

- 注1 「1 変更の内容」には、変更した定款の条文等について、変更後と変更前の記載の違いを明らかにした新旧条文等の対照表を記載し、併せて、変更した時期を記載すること。
- 2 この届出書には、議事録の謄本1部及び変更後の定款2部(法第52条第1項(法第62条において準用する場合を含む。以下同じ。))の規定により非所轄法人が届け出る場合は、1部)を添付すること。
- 3 2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営利活動法人が法第52条第1項の規定に基づき、所轄庁以外の関係知事に届け出る場合には、届出先の団体が定めるところによること。

年 月 日

（あて先）玉村町長

特定非営利活動法人の所在地
特定非営利活動法人の名称
代表者氏名
電話番号
メール

印

定款の変更の登記完了提出書

定款の変更の登記を完了したので、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）

第25条第7項

第52条第1項の規定により読み替えて適用する法第25条第7項

第62条において準用する法第52条第1項の規定により読み替えて適用する法第25条第7項

の

規定により、登記事項証明書及び変更後の定款（法第25条第3項の規定による認証を受けた場合に限る。）を添えて提出します。

記

注1 この提出書には、登記事項証明書2部（このうち1部は写しとすること。）及び変更後の定款2部（法第52条第1項（法第62条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により非所轄法人が提出する場合は、各1部）を添付すること。

2 2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営利活動法人が法第52条第1項の規定に基づき、所轄庁以外の関係知事に提出する場合には、提出先の団体が定めるところによること。

解散及び合併の手続

解散及び合併の手続

1 特定非営利活動法人の解散

特定非営利活動法人は、次の事由により解散することとなりますが、解散事由によって、玉村町から認定を受けたり、または玉村町に対し解散届を提出する必要があります。

【解散事由】（法31条第1項）

① 社員総会の決議	<ul style="list-style-type: none"> 社員総会において、定款に特別の定めのある場合のほか、社員総数の4分の3以上の承諾をもって解散の決議をし、解散することができます。
② 定款で定めた解散事由の発生	
③ 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能	<ul style="list-style-type: none"> 法人が目的とする特定非営利活動に係る事業を達成することができないことを理由とする解散については、玉村町の認定が必要となります。
④ 社員の欠亡 社員が全くなくなった場合、解散となります。	
⑤ 合併 「2 特定非営利活動法人の合併」をご覧ください。	
⑥ 破産手続の開始決定	<ul style="list-style-type: none"> 法人が債務を完済することができなくなったときは、裁判所は、理事若しくは債権者の請求により又は職権により破産宣告をすることになります。
⑦ 法第43条の規定による設立の認証の取消し	<ul style="list-style-type: none"> 改善命令に違反した場合であって他の方法により監督の目的を達成することができないときなどは、法人の設立の認証を取り消すことがあります。

【解散及び清算に係る事務手続の流れ】

解散事由	解散の手順	清算の手順
<ul style="list-style-type: none"> 社員総会の決議 定款で定めた解散事由の発生 社員の欠亡 	解散 → 解散の届出	<ul style="list-style-type: none"> 定款で残余財産の帰属先が規定されている場合 清算終了届出 → 残余財産帰属 定款で残余財産の帰属先が規定がない場合 認証申請 → 認証 → 清算終了届出 → 残余財産帰属
<ul style="list-style-type: none"> 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能 	認定申請 → 町長の認定 → 解散	
<ul style="list-style-type: none"> 法第43条の規定による設立の認証の取消し 	解散	
<ul style="list-style-type: none"> 合併 	解散	
<ul style="list-style-type: none"> 破産手続の開始決定 	解散 → 解散の届出	

(1) 解散の認定申請（法第31条第3項、規則第10条）

- 「目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能」による解散は、玉村町の認定がなければ効力を生じません。
- したがって、法人は、この事由により解散しようとするときは、**解散認定申請書**（規

別記様式第9号…81ページ参照)に目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能を証する書面(例えば、社員総会の議事録の謄本など)を添付して玉村町に提出しなければなりません。

(2) 解散の届出(法第31条第4項、規則第11条第1項)

- 法人が、上記の解散事由の①②④または⑥の事由によって解散した場合には、清算人は、**解散届出書(規則別記様式第10号…82ページ参照)**と**解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書**を玉村町に提出しなければなりません。

(3) 清算に関する手続

- 清算中に就任した清算人は、清算人就任届出書(別記様式第11号…83ページ参照)に清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添えて玉村町に提出しなければなりません。(法第31条の8、規則第11条第2項)
- 清算が終了したときは、清算人は、清算終了届出書(別記様式第13号…85ページ参照)に清算終了の登記をしたことを証する登記事項証明書を添えて玉村町に提出しなければなりません。(法第32条の3、規則第13条)

◆ 清算人とは?(法第31条の5～法第31条の7)

法人が解散したときは、破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事が清算人になります。ただし、定款に定めがあるとき、又は社員総会において他の人を選任したときは、その定め又は選任による者が清算人となります。

なお、裁判所は、清算人がいないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、利害関係人若しくは検察官の請求により、又は職権をもって、清算人を選任することができます。また、重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により、又は職権をもって清算人を解任することができることになっています。

(4) 残余財産の帰属(法第32条、法第11条第3項)

- 解散した法人の清算によって残余財産がある場合、玉村町に清算終了届出書を提出した時点で、定款に定めたところにより、その帰属先に帰属することになります。
- 残余財産は社員に分配することはできず、定款において残余財産の帰属先を定める場合には、次に掲げる者のうちから選定しなければなりません。

- | | |
|------------------|----------|
| ① 他の特定非営利活動法人 | ④ 学校法人 |
| ② 国又は地方公共団体 | ⑤ 社会福祉法人 |
| ③ 公益財団法人又は公益社団法人 | ⑥ 更正保護法人 |

- 定款に残余財産の帰属先について特に定めがない場合、清算人は残余財産譲渡認証申請書(規則別記様式第13号…84ページ参照)を玉村町に提出し、その認証を受け

て残余財産を国又は地方公共団体に譲渡することができます。（法第32条第2項）

- ・ 定款に残余財産の帰属先の定めがなく、かつ清算人が認証申請をしなかった場合又は認証申請をして不認証になった場合、残余財産は最終的に国庫に帰属します。（法第32条第3項）
- ・ 上記③には、いわゆる公益法人改革後の特例社団法人又は特例財団法人が含まれます。

2 特定非営利活動法人の合併

特定非営利活動法人は、社員総会の議決を行い、玉村町の認証を得た後に、登記することによって合併することができます。

(1) 合併の議決（法第34条第1項、第2項）

- ・ 法人が合併をするには、社員総会の議決を経なければなりません。
- ・ この議決は、定款に特別の定めがない限り、社員総数の4分の3以上の多数をもって行う必要があります。

(2) 合併の認証申請手続

- ・ 社員総会の決議を経た後、玉村町の認証を受けなければ合併できません。
- ・ 合併の認証申請手続については、設立の認証申請の手続きが準用されており、次の書類を玉村町に提出しなければなりません。（法第34条第4項、第5項、条例第10条）

提出書類	提出部数
① 合併認証申請書（規則別記様式第14号）…85ページ参照	1
② 合併の議決をした各法人の社員総会の議事録	1
③ 定款（2部）	2
④ 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿）	2
⑤ 就任承諾書及び誓約書の謄本	1
⑥ 各役員の住所又は居所を証する書面	1
⑦ 社員のうち10人以上の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面	1
⑧ 法第2条第2項第2号及び法第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面	1
⑨ 合併趣旨書（2部）	2
⑩ 合併の設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書（2部）	2
⑪ 合併の設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書（2部）	2

※ 様式は、設立申請の様式に準じます。

- ・ なお、所轄庁は、合併後の法人の事務所の所在地に従って設立の時と同様の基準で判断されることとなりますが、ここでは玉村町が所轄庁の場合について提出書類等を記載しておりますので、所轄庁が異なる場合は、その所轄庁に様式、提出部数等を確認してください。

(3) 合併に必要な手続き

- ・ 合併の認証の通知のあった日から2週間以内に各法人の財産目録及び貸借対照表を作成し、債権者が異議を述べることができる期間、各法人の主たる事務所に備え置かなければなりません。(法第35条第1項、規則第15条)
- ・ また、合併の認証の通知があった日から2週間以内に、債権者に対して、2か月以上の期間を定めて、合併に異議がある場合その期間内に述べるべきことを公告し、判明している債権者に対しては、個別にその旨を催告しなくてはなりません。(法第35条第2項)
- ・ 債権者が異議を述べたときは、合併によりその債権者を害するおそれがない時を除き、その債権者に弁済するか、相当の担保を提供するか又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等に相当の財産を信託しなければなりません。(法第36条第2項)

(4) 合併に係る登記

- ・ 法人は、合併に必要な手続きを終了した日から、主たる事務所においては2週間以内に、従たる事務所の所在地においては3週間以内に、合併後存続する法人については変更の登記、合併により消滅する法人については解散の登記、合併により設立した法人については設立の際と同様の事項を登記しなければなりません。(組合等登記令第8条)

(5) 「合併登記完了届出書」及び「閲覧用書類」の提出

- ・ 合併に係る登記をした後には、速やかに玉村町に対し登記をしたことを証する登記事項証明書を添付した**合併登記完了届出書(規則別記様式15号…88°ペ-ジ参照)**を提出する必要があります。また**閲覧用書類**として、次の書類を玉村町に提出してください。(法第39条第2項、第13条第2項、規則第16条)

① 合併後の定款

② 法第35条第1項の合併の時の財産目録

② 登記事項証明書の写し

所轄庁による監督及び罰則

所轄庁による監督及び罰則

1 所轄庁による監督

(1) 報告及び検査（法第41条第1項）

- 法人が、法令、法令に基づいた行政庁の処分又はその法人の定款に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるとき、玉村町は次のように法人に報告を求めたり、職員に調査をさせることができると規定されています。
 - ① 法人にその業務若しくは財産の状況に関し報告を求める。
 - ② 職員に、法人の事務所その他の施設に立ち入り、その法人の業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させる。

(2) 改善命令（法第42条）

- 玉村町は、次の場合に、法人に対して期限を定めて、改善のために必要な措置を採るよう命じることができます。
 - ① 法人が次の要件を欠くに至ったと認めるとき。
 - ア 営利を目的としない団体であること。
 - イ 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと。
 - ウ 役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の3分の1以下であること。
 - エ 宗教活動を主たる目的とする団体でないこと。
 - オ 政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
 - カ 選挙活動を目的とする団体ではないこと。
 - キ 暴力団又は暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体ではないこと。
 - ク 10人以上の社員を有すること。
 - ② 法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反しているとき。
 - ③ 法人の運営が著しく適性を欠くと認めるとき。

(3) 設立の認証の取消し（法第43条第1項、第2項）

- 玉村町は、次の場合に、法人の設立の認証を取り消すことができると規定されています。
 - ① 法人が、改善命令に違反し他の方法によって監督の目的を達することができないとき。
 - ② 3年以上にわたって、法第29条の規定による事業報告書等の提出を行わないとき。
 - ③ 法人が法令に違反し、改善命令による改善を期待することができないことが明らかであり、かつ、他の方法によって監督の目的を達することができないとき。

2 罰則

法により次のような罰則規定が設けられています。

(1) 50万円以下の罰金
① 法第42条の改善命令に違反した者。(法第78条) ② 法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業員が法第42条の改善命令に違反した場合は、その行為者及びその法人。(法第79条)
(2) 法人の理事、監事又は清算人に対する20万円以下の過料(法第80条)
① 組合等登記令に違反して、登記することを怠ったとき(法第80条1)。 ② 法人設立に際して法第14条に規定される財産目録の備え置きを行わず、又は、その財産目録に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき(法第80条2)。 ③ 役員の変更等の届出又は定款変更の届出を行わず、又は虚偽の届出をしたとき(法第80条3)。 ④ 法第28条第1項に規定された事業報告書等及び役員名簿等を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき(法第80条4)。 ⑤ 定款の変更に係る登記事項証明書の届出、事業報告書等の提出を怠ったとき。 ⑥ 理事又は清算人が破産手続き開始の申立て及び公告の規定(法31の3②、法31の12①)の規定に違反して、破産手続き開始の申し立てをしなかったとき(法第80条6)。 ⑦ 清算人が、法人の債権者に対する債権申出の催告等(法31の10①)及び破産手続き開始の申立てに関する公告(法31の12①)の規定に違反して、公告をせず、又は不正の公告をしたとき(法第80条7)。 ⑧ 法人が所轄庁から合併の認証を受けたときの貸借対照表及び財産目録の作成、備え置きの規定(法35①)に違反して、書類の作成をせず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき(法第80条8)。 ⑨ 法人が所轄庁から合併の認証を受けたときの債権者に対する公告・催告、債権者の意義に対する弁済等の規定(法35②、36②)に違反したとき(法第80条9)。 ⑩ 上記1(1)による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき(法第80条10)。組合等登記令に違反して、登記することを怠ったとき。
(3) 10万円以下の過料(法第81条)
・ 名称中に「特定非営利活動法人」又はこれに紛らわしい文字を用いた特定非営利活動法人以外の者。

関 係 法 令 等

42頁……特定非営利活動促進法

62頁……群馬県特定非営利活動促進法施行条例

67頁……玉村町群馬県特定非営利活動促進法施行条例施行規則

70頁……規則別記様式（第1号～第17号）

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）（抄）

平成十年三月二十五日 公布
平成二十五年十一月二十七日 最終改正

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること並びに運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資する特定非営利活動法人の認定に係る制度を設けること等により、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「特定非営利活動」とは、別表に掲げる活動に該当する活動であって、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものをいう。

別表（第二条関係）

- 一 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- 二 社会教育の推進を図る活動
- 三 まちづくりの推進を図る活動
- 四 観光の振興を図る活動
- 五 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- 六 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- 七 環境の保全を図る活動
- 八 災害救援活動
- 九 地域安全活動
- 十 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- 十一 国際協力の活動
- 十二 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- 十三 子どもの健全育成を図る活動
- 十四 情報化社会の発展を図る活動
- 十五 科学技術の振興を図る活動
- 十六 経済活動の活性化を図る活動
- 十七 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- 十八 消費者の保護を図る活動
- 十九 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- 二十 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動

2 この法律において「特定非営利活動法人」とは、特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、次の各号のいずれにも該当する団体であって、この法律の定めるところにより設立された法人をいう。

- 一 次のいずれにも該当する団体であって、営利を目的としないものであること。
 - イ 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと。
 - ロ 役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の三分の一以下であること。
- 二 その行う活動が次のいずれにも該当する団体であること。

- イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。
- ロ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。
- ハ 特定の公職（公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。以下同じ。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。

公職選挙法

第三条（公職の定義） この法律において「公職」とは、衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長の職をいう。

- 3 この法律において「認定特定非営利活動法人」とは、第四十四条第一項の認定を受けた特定非営利活動法人をいう。
- 4 この法律において「仮認定特定非営利活動法人」とは、第五十八条第一項の仮認定を受けた特定非営利活動法人をいう。

第二章 特定非営利活動法人

第一節 通則

（原則）

- 第三条 特定非営利活動法人は、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的として、その事業を行ってはならない。
- 2 特定非営利活動法人は、これを特定の政党のために利用してはならない。

（名称の使用制限）

- 第四条 特定非営利活動法人以外の者は、その名称中に、「特定非営利活動法人」又はこれに紛らわしい文字を用いてはならない。

（その他の事業）

- 第五条 特定非営利活動法人は、その行う特定非営利活動に係る事業に支障がない限り、当該特定非営利活動に係る事業以外の事業（以下「その他の事業」という。）を行うことができる。この場合において、利益を生じたときは、これを当該特定非営利活動に係る事業のために使用しなければならない。
- 2 その他の事業に関する会計は、当該特定非営利活動法人の行う特定非営利活動に係る事業に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。

（住所）

- 第六条 特定非営利活動法人の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

（登記）

- 第七条 特定非営利活動法人は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。
- 2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用）

第八条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第七十八条の規定は、特定非営利活動法人について準用する。

（所轄庁）

第九条 特定非営利活動法人の所轄庁は、その主たる事務所が所在する都道府県の知事（その事務所が一の指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内のみに所在する特定非営利活動法人にあっては、当該指定都市の長）とする。

第二節 設立

（設立の認証）

第十条 特定非営利活動法人を設立しようとする者は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、次に掲げる書類を添付した申請書を所轄庁に提出して、設立の認証を受けなければならない。

一 定款

二 役員に係る次に掲げる書類

イ 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。以下同じ。）

ロ 各役員が第二十条各号に該当しないこと及び第二十一条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本

ハ 各役員の住所又は居所を証する書面として都道府県又は指定都市の条例で定めるもの

三 社員のうち十人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面

四 第二条第二項第二号及び第十二条第一項第三号に該当することを確認したことを示す書面

五 設立趣旨書

六 設立についての意思の決定を証する議事録の謄本

七 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書

八 設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書（その行う活動に係る事業の収益及び費用の見込みを記載した書類をいう。以下同じ。）

2 所轄庁は、前項の認証の申請があった場合には、遅滞なく、その旨及び次に掲げる事項を公告するとともに、同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類を、申請書を受理した日から二月間、その指定した場所において公衆の縦覧に供しなければならない。

一 申請のあった年月日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

3 第一項の規定により提出された申請書又は当該申請書に添付された同項各号に掲げる書類に不備があるときは、当該申請をした者は、当該不備が都道府県又は指定都市の条例で定める軽微なものである場合に限り、これを補正することができる。ただし、所轄庁が当該申請書を受理した日から一月を経過したときは、この限りでない。

（定款）

第十一条 特定非営利活動法人の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 目的

二 名称

三 その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類

四 主たる事務所及びその他の事務所の所在地

五 社員の資格の得喪に関する事項

- 六 役員に関する事項
- 七 会議に関する事項
- 八 資産に関する事項
- 九 会計に関する事項
- 十 事業年度
- 十一 その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- 十二 解散に関する事項
- 十三 定款の変更に関する事項
- 十四 公告の方法

2 設立当初の役員は、定款で定めなければならない。

3 第一項第十二号に掲げる事項中に残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合には、その者は、特定非営利活動法人その他次に掲げる者のうちから選定されるようにしなければならない。

- 一 国又は地方公共団体
- 二 公益社団法人又は公益財団法人
- 三 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人
- 四 社会福祉法（昭和三十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人
- 五 更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）第二条第六項に規定する更生保護法人

（認証の基準等）

第十二条 所轄庁は、第十条第一項の認証の申請が次の各号に適合すると認めるときは、その設立を認証しなければならない。

- 一 設立の手續並びに申請書及び定款の内容が法令の規定に適合していること。
- 二 当該申請に係る特定非営利活動法人が第二条第二項に規定する団体に該当するものであること。
- 三 当該申請に係る特定非営利活動法人が次に掲げる団体に該当しないものであること。
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下この号及び第四十七条第六号において同じ。）
 - ロ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から五年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある団体

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律

第二条（定義）この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 二 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

四 当該申請に係る特定非営利活動法人が十人以上の社員を有するものであること。

2 前項の規定による認証又は不認証の決定は、正当な理由がない限り、第十条第二項の期間を経過した日から二月（都道府県又は指定都市の条例でこれより短い期間を定めたときは、当該期間）以内に行わなければならない。

3 所轄庁は、第一項の規定により認証の決定をしたときはその旨を、同項の規定により不認証の決定をしたときはその旨及びその理由を、当該申請をした者に対し、速やかに、書面により通知しなければならない。

（意見聴取等）

第十二条の二 第四十三条の二及び第四十三条の三の規定は、第十条第一項の認証の申請があった

場合について準用する。

(成立の時期等)

第十三条 特定非営利活動法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立する。

2 特定非営利活動法人は、前項の登記をしたときは、遅滞なく、当該登記をしたことを証する登記事項証明書及び次条の財産目録を添えて、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

3 設立の認証を受けた者が設立の認証があった日から六月を経過しても第一項の登記をしないときは、所轄庁は、設立の認証を取り消すことができる。

(財産目録の作成及び備置き)

第十四条 特定非営利活動法人は、成立の時に財産目録を作成し、常にこれをその事務所に備え置かなければならない。

第三節 管理

(通常社員総会)

第十四条の二 理事は、少なくとも毎年一回、通常社員総会を開かなければならない。

(臨時社員総会)

第十四条の三 理事は、必要があると認めるときは、いつでも臨時社員総会を招集することができる。

2 総社員の五分之一以上から社員総会の目的である事項を示して請求があったときは、理事は、臨時社員総会を招集しなければならない。ただし、総社員の五分之一の割合については、定款でこれと異なる割合を定めることができる。

(社員総会の招集)

第十四条の四 社員総会の招集の通知は、その社員総会の日より少なくとも五日前に、その社員総会の目的である事項を示し、定款で定めた方法に従ってしなければならない。

(社員総会の権限)

第十四条の五 特定非営利活動法人の業務は、定款で理事その他の役員に委任したものを除き、すべて社員総会の決議によって行う。

(社員総会の決議事項)

第十四条の六 社員総会においては、第十四条の四の規定によりあらかじめ通知をした事項についてのみ、決議をすることができる。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。

(社員の表決権)

第十四条の七 各社員の表決権は、平等とする。

2 社員総会に出席しない社員は、書面で、又は代理人によって表決をすることができる。

3 社員は、定款で定めるところにより、前項の規定に基づく書面による表決に代えて、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって内閣府令で定めるものをいう。）により表決をすることができる。

4 前三項の規定は、定款に別段の定めがある場合には、適用しない。

(表決権のない場合)

第十四条の八 特定非営利活動法人と特定の社員との関係について議決をする場合には、その社員

は、表決権を有しない。

(社員総会の決議の省略)

第十四条の九 理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして内閣府令で定めるものをいう。）により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2 前項の規定により社員総会の目的である事項の全てについての提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなされた場合には、その時に当該社員総会が終結したものとみなす。

(役員の数)

第十五条 特定非営利活動法人には、役員として、理事三人以上及び監事一人以上を置かなければならない。

(理事の代表権)

第十六条 理事は、すべて特定非営利活動法人の業務について、特定非営利活動法人を代表する。ただし、定款をもって、その代表権を制限することができる。

(業務の執行)

第十七条 特定非営利活動法人の業務は、定款に特別の定めのないときは、理事の過半数をもって決する。

(理事の代理行為の委任)

第十七条の二 理事は、定款又は社員総会の決議によって禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

(仮理事)

第十七条の三 理事が欠けた場合において、業務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、所轄庁は、利害関係人の請求により又は職権で、仮理事を選任しなければならない。

(利益相反行為)

第十七条の四 特定非営利活動法人と理事との利益が相反する事項については、理事は、代表権を有しない。この場合においては、所轄庁は、利害関係人の請求により又は職権で、特別代理人を選任しなければならない。

(監事の職務)

第十八条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- 一 理事の業務執行の状況を監査すること。
- 二 特定非営利活動法人の財産の状況を監査すること。
- 三 前二号の規定による監査の結果、特定非営利活動法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを社員総会又は所轄庁に報告すること。
- 四 前号の報告をするために必要がある場合には、社員総会を招集すること。
- 五 理事の業務執行の状況又は特定非営利活動法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(監事の兼職禁止)

第十九条 監事は、理事又は特定非営利活動法人の職員を兼ねてはならない。

(役員欠格事由)

第二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人の役員になることができない。

- 一 成年被後見人又は被保佐人
- 二 破産者で復権を得ないもの
- 三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 四 この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第三十二条の二第七項の規定を除く。第四十七条第一号ハにおいて同じ。）に違反したことにより、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 五 暴力団の構成員等
- 六 第四十三条の規定により設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から二年を経過しない者

刑法

第二百四条（傷害） 人の身体を傷害した者は、十五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二百六条（現場助勢） 前二条の犯罪が行われるに当たり、現場において勢いを助けた者は、自ら人を傷害しなくても、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金若しくは科料に処する。

第二百八条（暴行） 暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときは、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

第二百八条の三（凶器準備集合及び結集） 二人以上の者が他人の生命、身体又は財産に対し共同して害を加える目的で集合した場合において、凶器を準備して又はその準備があることを知って集合した者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第二百二十二条（脅迫） 生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2 親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者も、前項と同様とする。

第二百四十七条（背任） 他人のためにその事務を処理する者が、自己若しくは第三者の利益を図り又は本人に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、本人に財産上の損害を加えたときは、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(役員親族等の排除)

第二十一条 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の三分の一を超えて含まれることになってはならない。

(役員欠員補充)

第二十二条 理事又は監事のうち、その定数の三分の一を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員変更等の届出)

第二十三条 特定非営利活動法人は、その役員の名又は住所若しくは居所に変更があったときは、遅滞なく、変更後の役員名簿を添えて、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

- 2 特定非営利活動法人は、役員が新たに就任した場合（任期満了と同時に再任された場合を除く。）において前項の届出をするときは、当該役員に係る第十条第一項第二号ロ及びハに掲げる書類を所轄庁に提出しなければならない。

（役員任期）

第二十四条 役員任期は、二年以内において定款で定める期間とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、定款で役員を社員総会で選任することとしている特定非営利活動法人にあっては、定款により、後任の役員が選任されていない場合に限り、同項の規定により定款で定められた任期の末日後最初の社員総会が終結するまでその任期を延長することができる。

（定款の変更）

第二十五条 定款の変更は、定款で定めるところにより、社員総会の議決を経なければならない。

- 2 前項の議決は、社員総数の二分の一以上が出席し、その出席者の四分の三以上の多数をもってしなければならない。ただし、定款に特別の定めがあるときは、この限りでない。
- 3 定款の変更（第十一条第一項第一号から第三号まで、第四号（所轄庁の変更を伴うものに限る。）、第五号、第六号（役員の数に係るものを除く。）、第七号、第十一号、第十二号（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。）又は第十三号に掲げる事項に係る変更を含むものに限る。）は、所轄庁の認証を受けなければ、その効力を生じない。
- 4 特定非営利活動法人は、前項の認証を受けようとするときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添付した申請書を、所轄庁に提出しなければならない。この場合において、当該定款の変更が第十一条第一項第三号又は第十一号に掲げる事項に係る変更を含むものであるときは、当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を併せて添付しなければならない。
- 5 第十条第二項及び第三項並びに第十二条の規定は、第三項の認証について準用する。
- 6 特定非営利活動法人は、定款の変更（第三項の規定により所轄庁の認証を受けなければならない事項に係るものを除く。）をしたときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、遅滞なく、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添えて、その旨を所轄庁に届け出なければならない。
- 7 特定非営利活動法人は、定款の変更に係る登記をしたときは、遅滞なく、当該登記をしたことを証する登記事項証明書を所轄庁に提出しなければならない。

第二十六条 所轄庁の変更を伴う定款の変更に係る前条第四項の申請書は、変更前の所轄庁を経由して変更後の所轄庁に提出するものとする。

- 2 前項の場合においては、前条第四項の添付書類のほか、第十条第一項第二号イ及び第四号に掲げる書類並びに直近の第二十八条第一項に規定する事業報告書等（設立後当該書類が作成されるまでの間は第十条第一項第七号の事業計画書、同項第八号の活動予算書及び第十四条の財産目録、合併後当該書類が作成されるまでの間は第三十四条第五項において準用する第十条第一項第七号の事業計画書、第三十四条第五項において準用する第十条第一項第八号の活動予算書及び第三十五条第一項の財産目録）を申請書に添付しなければならない。
- 3 第一項の場合において、当該定款の変更を認証したときは、所轄庁は、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、変更前の所轄庁から事務の引継ぎを受けなければならない。

（会計の原則）

第二十七条 特定非営利活動法人の会計は、この法律に定めるもののほか、次に掲げる原則に従って、行わなければならない。

- 一 削除

- 二 会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること。
- 三 計算書類（活動計算書及び貸借対照表をいう。次条第一項において同じ。）及び財産目録は、会計簿に基づいて活動に係る事業の実績及び財政状態に関する真実な内容を明瞭に表示したものとすること。
- 四 採用する会計処理の基準及び手続については、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

（事業報告書等の備置き等及び閲覧）

第二十八条 特定非営利活動法人は、毎事業年度初めの三月以内に、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、前事業年度の事業報告書、計算書類及び財産目録並びに年間役員名簿（前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載した名簿をいう。）並びに前事業年度の末日における社員のうち十人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面（以下「事業報告書等」という。）を作成し、これらを、翌々事業年度の末日までの間、その事務所に備え置かなければならない。

2 特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、役員名簿並びに定款等（定款並びにその認証及び登記に関する書類の写しをいう。以下同じ。）を、その事務所に備え置かなければならない。

3 特定非営利活動法人は、その社員その他の利害関係人から次に掲げる書類の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧させなければならない。

- 一 事業報告書等（設立後当該書類が作成されるまでの間は第十条第一項第七号の事業計画書、同項第八号の活動予算書及び第十四条の財産目録、合併後当該書類が作成されるまでの間は第三十四条第五項において準用する第十条第一項第七号の事業計画書、第三十四条第五項において準用する第十条第一項第八号の活動予算書及び第三十五条第一項の財産目録。第三十条及び第四十五条第一項第五号イにおいて同じ。）

二 役員名簿

三 定款等

（事業報告書等の提出）

第二十九条 特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、毎事業年度一回、事業報告書等を所轄庁に提出しなければならない。

（事業報告書等の公開）

第三十条 所轄庁は、特定非営利活動法人から提出を受けた事業報告書等（過去三年間に提出を受けたものに限る。）、役員名簿又は定款等について閲覧又は謄写の請求があったときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、これを閲覧させ、又は謄写させなければならない。

第四節 解散及び合併

（解散事由）

第三十一条 特定非営利活動法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- 一 社員総会の決議
- 二 定款で定めた解散事由の発生
- 三 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- 四 社員の欠亡
- 五 合併
- 六 破産手続開始の決定

七 第四十三条の規定による設立の認証の取消し

2 前項第三号に掲げる事由による解散は、所轄庁の認定がなければ、その効力を生じない。

3 特定非営利活動法人は、前項の認定を受けようとするときは、第一項第三号に掲げる事由を証する書面を、所轄庁に提出しなければならない。

4 清算人は、第一項第一号、第二号、第四号又は第六号に掲げる事由によって解散した場合には、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。

(解散の決議)

第三十一条の二 特定非営利活動法人は、総社員の四分の三以上の賛成がなければ、解散の決議をすることができない。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。

(特定非営利活動法人についての破産手続の開始)

第三十一条の三 特定非営利活動法人がその債務につきその財産をもって完済することができなくなった場合には、裁判所は、理事若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をする。

2 前項に規定する場合には、理事は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。

(清算中の特定非営利活動法人の能力)

第三十一条の四 解散した特定非営利活動法人は、清算の目的の範囲内において、その清算の終了に至るまではなお存続するものとみなす。

(清算人)

第三十一条の五 特定非営利活動法人が解散したときは、破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、定款に別段の定めがあるとき、又は社員総会において理事以外の者を選任したときは、この限りでない。

(裁判所による清算人の選任)

第三十一条の六 前条の規定により清算人となる者がいないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

(清算人の解任)

第三十一条の七 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を解任することができる。

(清算人の届出)

第三十一条の八 清算中に就任した清算人は、その氏名及び住所を所轄庁に届け出なければならない。

(清算人の職務及び権限)

第三十一条の九 清算人の職務は、次のとおりとする。

- 一 現務の結了
- 二 債権の取立て及び債務の弁済
- 三 残余財産の引渡し

2 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

(債権の申出の催告等)

第三十一条の十 清算人は、特定非営利活動法人が第三十一条第一項各号に掲げる事由によって解

- 散した後、遅滞なく、公告をもって、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。
- 2 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、判明している債権者を除斥することができない。
 - 3 清算人は、判明している債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。
 - 4 第一項の公告は、官報に掲載してする。

(期間経過後の債権の申出)

第三十一条の十一 前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、特定非営利活動法人の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

(清算中の特定非営利活動法人についての破産手続の開始)

- 第三十一条の十二 清算中に特定非営利活動法人の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。
- 2 清算人は、清算中の特定非営利活動法人が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したもとする。
 - 3 前項に規定する場合において、清算中の特定非営利活動法人が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。
 - 4 第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。

(残余財産の帰属)

- 第三十二条 解散した特定非営利活動法人の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、所轄庁に対する清算終了の届出の時に、定款で定めるところにより、その帰属すべき者に帰属する。
- 2 定款に残余財産の帰属すべき者に関する規定がないときは、清算人は、所轄庁の認証を得て、その財産を国又は地方公共団体に譲渡することができる。
 - 3 前二項の規定により処分されない財産は、国庫に帰属する。

(裁判所による監督)

- 第三十二条の二 特定非営利活動法人の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。
- 2 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。
 - 3 特定非営利活動法人の解散及び清算を監督する裁判所は、所轄庁に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。
 - 4 所轄庁は、前項に規定する裁判所に対し、意見を述べるることができる。

(清算終了の届出)

第三十二条の三 清算が終了したときは、清算人は、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

(解散及び清算の監督等に関する事件の管轄)

第三十二条の四 特定非営利活動法人の解散及び清算の監督並びに清算人に関する事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

(不服申立ての制限)

第三十二条の五 清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

(裁判所の選任する清算人の報酬)

第三十二条の六 裁判所は、第三十一条の六の規定により清算人を選任した場合には、特定非営利活動法人が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人及び監事の陳述を聴かなければならない。

(即時抗告)

第三十二条の七 清算人の解任についての裁判及び前条の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

(検査役の選任)

第三十二条の八 裁判所は、特定非営利活動法人の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

2 前三条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、第三十二条の六中「清算人及び監事」とあるのは、「特定非営利活動法人及び検査役」と読み替えるものとする。

(合併)

第三十三条 特定非営利活動法人は、他の特定非営利活動法人と合併することができる。

(合併手続)

第三十四条 特定非営利活動法人が合併するには、社員総会の議決を経なければならない。

2 前項の議決は、社員総数の四分の三以上の多数をもってしなければならない。ただし、定款に特別の定めがあるときは、この限りでない。

3 合併は、所轄庁の認証を受けなければ、その効力を生じない。

4 特定非営利活動法人は、前項の認証を受けようとするときは、第一項の議決をした社員総会の議事録の謄本を添付した申請書を、所轄庁に提出しなければならない。

5 第十条及び第十二条の規定は、第三項の認証について準用する。

第三十五条 特定非営利活動法人は、前条第三項の認証があったときは、その認証の通知のあった日から二週間以内に、貸借対照表及び財産目録を作成し、次項の規定により債権者が異議を述べることができる期間が満了するまでの間、これをその事務所に備え置かなければならない。

2 特定非営利活動法人は、前条第三項の認証があったときは、その認証の通知のあった日から二週間以内に、その債権者に対し、合併に異議があれば一定の期間内に述べるべきことを公告し、かつ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告しなければならない。この場合において、その期間は、二月を下回ってはならない。

第三十六条 債権者が前条第二項の期間内に異議を述べなかったときは、合併を承認したものとみなす。

2 債権者が異議を述べたときは、特定非営利活動法人は、これに弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、合併をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

第三十七条 合併により特定非営利活動法人を設立する場合においては、定款の作成その他特定非営利活動法人の設立に関する事務は、それぞれの特定非営利活動法人において選任した者が共同して行わなければならない。

(合併の効果)

第三十八条 合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人

は、合併によって消滅した特定非営利活動法人の一切の権利義務（当該特定非営利活動法人がその行う事業に関し行政庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。）を承継する。

（合併の時期等）

第三十九条 特定非営利活動法人の合併は、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立する特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地において登記をすることによって、その効力を生ずる。

2 第十三条第二項及び第十四条の規定は前項の登記をした場合について、第十三条第三項の規定は前項の登記をしない場合について、それぞれ準用する。

第四十条 削除

第五節 監督

（報告及び検査）

第四十一条 所轄庁は、特定非営利活動法人（認定特定非営利活動法人及び仮認定特定非営利活動法人を除く。以下この項及び次項において同じ。）が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるときは、当該特定非営利活動法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該特定非営利活動法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 所轄庁は、前項の規定による検査をさせる場合においては、当該検査をする職員に、同項の相当の理由を記載した書面を、あらかじめ、当該特定非営利活動法人の役員その他の当該検査の対象となっている事務所その他の施設の管理について権限を有する者（以下この項において「特定非営利活動法人の役員等」という。）に提示させなければならない。この場合において、当該特定非営利活動法人の役員等が当該書面の交付を要求したときは、これを交付させなければならない。

3 第一項の規定による検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

4 第一項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（改善命令）

第四十二条 所轄庁は、特定非営利活動法人が第十二条第一項第二号、第三号又は第四号に規定する要件を欠くに至ったと認めるときその他法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該特定非営利活動法人に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

（設立の認証の取消し）

第四十三条 所轄庁は、特定非営利活動法人が、前条の規定による命令に違反した場合であって他の方法により監督の目的を達することができないとき又は三年以上にわたって第二十九条の規定による事業報告書等の提出を行わないときは、当該特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すことができる。

2 所轄庁は、特定非営利活動法人が法令に違反した場合において、前条の規定による命令によってはその改善を期待することができないことが明らかであり、かつ、他の方法により監督の目的を達することができないときは、同条の規定による命令を経ないでも、当該特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すことができる。

3 前二項の規定による設立の認証の取消しに係る聴聞の期日における審理は、当該特定非営利活動法人から請求があったときは、公開により行うよう努めなければならない。

4 所轄庁は、前項の規定による請求があった場合において、聴聞の期日における審理を公開により行わないときは、当該特定非営利活動法人に対し、当該公開により行わない理由を記載した書

面を交付しなければならない。

（意見聴取）

第四十三条の二 所轄庁は、特定非営利活動法人について第十二条第一項第三号に規定する要件を欠いている疑い又はその役員について第二十条第五号に該当する疑いがあると認めるときは、その理由を付して、警視總監又は道府県警察本部長の意見を聴くことができる。

（所轄庁への意見）

第四十三条の三 警視總監又は道府県警察本部長は、特定非営利活動法人について第十二条第一項第三号に規定する要件を欠いていると疑うに足りる相当な理由又はその役員について第二十条第五号に該当すると疑うに足りる相当な理由があるため、所轄庁が当該特定非営利活動法人に対して適当な措置を採ることが必要であると認めるときは、所轄庁に対し、その旨の意見を述べるることができる。

第三章 認定特定非営利活動法人及び仮認定特定非営利活動法人

第四章 税法上の特例

第四十四条～第七十一条（略）

第五章 雑則

（情報の提供）

第七十二条 内閣総理大臣及び所轄庁は、特定非営利活動法人に対する寄附その他の特定非営利活動への市民の参画を促進するため、認定特定非営利活動法人等その他の特定非営利活動法人の事業報告書その他の活動の状況に関するデータベースの整備を図り、国民にインターネットその他の高度情報通信ネットワークの利用を通じて迅速に情報を提供できるよう必要な措置を講ずるものとする。

（協力依頼）

第七十三条 所轄庁は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができる。

（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用）

第七十四条 第十条第一項の規定による申請及び同条第二項（第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定による縦覧、第十二条第三項（第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定による通知、第十三条第二項（第三十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出、第二十三条第一項の規定による届出、第二十五条第三項の規定による申請、同条第六項の規定による届出及び同条第七項の規定による提出、第二十九条の規定による提出、第三十条の規定による閲覧、第三十一条第二項の規定による申請、第三十四条第三項の規定による申請、第四十三条第四項（第六十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定による交付、第四十四条第一項の規定による申請、第四十九条第一項（第五十一条第五項、第六十二条（第六十三条第五項において準用する場合を含む。）、第六十三条第五項及び第六十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定による通知及び第四十九条第四項（第五十一条第五項、第六十二条（第六十三条第五項において準用する場合を含む。）及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。）の規定による提出、第五十一条第三項の規定による申請、第五十二条第二項（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による提出、第五十三条第四項（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による提出、第五十五条第一項及び第二項（これらの規定を第六十二条において準用する場合

を含む。)の規定による提出、第五十六条(第六十二条において準用する場合を含む。)の規定による閲覧、第五十八条第一項の規定による申請並びに第六十三条第三項の規定による申請について行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)の規定を適用する場合においては、同法中「主務省令」とあるのは、「都道府県又は指定都市の条例」とし、同法第十二条の規定は、適用しない。

(民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用)
第七十五条 第十四条(第三十九条第二項において準用する場合を含む。)の規定による作成及び備置き、第二十八条第一項の規定による作成及び備置き、同条第二項の規定による備置き並びに同条第三項の規定による閲覧、第三十五条第一項の規定による作成及び備置き、第四十五条第一項第五号(第五十一条第五項及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。)の規定による閲覧、第五十二条第四項(第六十二条において準用する場合を含む。)の規定による閲覧、第五十四条第一項(第六十二条(第六十三条第五項において準用する場合を含む。))及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。)の規定による備置き、第五十四条第二項から第四項まで(これらの規定を第六十二条において準用する場合を含む。)の規定による作成及び備置き並びに第五十四条第五項(第六十二条において準用する場合を含む。)の規定による閲覧について民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十六年法律第百四十九号)の規定を適用する場合においては、同法中「主務省令」とあるのは、「都道府県又は指定都市の条例」とし、同法第九条の規定は、適用しない。

(実施規定)
第七十六条 この法律に定めるもののほか、この法律の規定の実施のための手続その他その執行に関し必要な細則は、内閣府令又は都道府県若しくは指定都市の条例で定める。

第六章 罰則

第七十七条 偽りその他不正の手段により第四十四条第一項の認定、第五十一条第二項の有効期間の更新、第五十八条第一項の仮認定又は第六十三条第一項若しくは第二項の認定を受けた者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第七十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 正当な理由がないのに、第四十二条の規定による命令に違反して当該命令に係る措置を採らなかった者
- 二 第五十条第一項の規定に違反して、認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある文字をその名称又は商号中に用いた者
- 三 第五十条第二項の規定に違反して、他の認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用した者
- 四 第六十二条において準用する第五十条第一項の規定に違反して、仮認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある文字をその名称又は商号中に用いた者
- 五 第六十二条において準用する第五十条第二項の規定に違反して、他の仮認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用した者
- 六 正当な理由がないのに、第六十五条第四項の規定による命令に違反して当該命令に係る措置を採らなかった者
- 七 正当な理由がないのに、第六十六条第一項の規定による停止命令に違反して引き続きその他の事業を行った者

第七十九条 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、

その法人又は人の業務に関して前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その特定非営利活動法人に対しても、各本条の罰金刑の刑を科する。

- 2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第八十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、特定非営利活動法人の理事、監事又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 第七条第一項の規定による政令に違反して、登記することを怠ったとき。
- 二 第十四条（第三十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、財産目録を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。
- 三 第二十三条第一項若しくは第二十五条第六項（これらの規定を第五十二条第一項（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第五十三条第一項（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 四 第二十八条第一項若しくは第二項、第五十四条第一項（第六十二条（第六十三条第五項において準用する場合を含む。）及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。）又は第五十四条第二項から第四項まで（これらの規定を第六十二条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、書類を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。
- 五 第二十五条第七項若しくは第二十九条（これらの規定を第五十二条第一項（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第四十九条第四項（第五十一条第五項、第六十二条（第六十三条第五項において準用する場合を含む。）及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。）又は第五十二条第二項、第五十三条第四項若しくは第五十五条第一項若しくは第二項（これらの規定を第六十二条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、書類の提出を怠ったとき。
- 六 第三十一条の三第二項又は第三十一条の十二第一項の規定に違反して、破産手続開始の申立てをしなかったとき。
- 七 第三十一条の十第一項又は第三十一条の十二第一項の規定に違反して、公告をせず、又は不正の公告をしたとき。
- 八 第三十五条第一項の規定に違反して、書類の作成をせず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。
- 九 第三十五条第二項又は第三十六条第二項の規定に違反したとき。
- 十 第四十一条第一項又は第六十四条第一項若しくは第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第八十一条 第四条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日（平成十年十二月一日）から施行する。

（検討）

- 2 特定非営利活動法人制度については、この法律の施行の日から起算して三年以内に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

（経過措置）

- 3 （略）

（地方税法の一部改正）

4 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第五項中「地縁による団体並びに」を「地縁による団体、」に改め、「政治団体」の下に「並びに特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する法人」を加える。

第五十二条第二項第三号中「地縁による団体並びに」を「地縁による団体、」に改め、「政治団体」の下に「並びに特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する法人」を加える。

第五十三条第十二項中「公益法人等」の下に「（特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する法人を含む。）」を加える。

第七十二条の五第一項に次の一号を加える。

十二 特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する法人

第二百九十四条第七項、第三百十二条第三項第三号及び第七百一条の三十四第二項中「地縁による団体並びに」を「地縁による団体、」に改め、「政治団体」の下に「並びに特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する法人」を加える。

（経済企画庁設置法の一部改正）

5 （略）

附則（平成十一年法律第百五十一号）

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。（以下、略）

附則（平成十一年法律第百六十号）

（施行期日）

第二条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。（以下、略）

附則（平成十四年法律第百七十三号）

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十五年五月一日から施行する。（以下、略）

附則（平成十八年法律第五十号）

（施行期日）

1 この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。（以下、略）

（調整規定）

2 （略）

3 （略）

附則（平成二〇年四月三〇日法律第二三号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。（以下、略）

附則（平成二〇年五月二日法律第二六号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十年十月一日から施行する。

附則（平成二〇年五月二日法律第二八号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則（平成二三年五月二五日法律第五三号）

この法律は、新非訟事件手続法の施行の日から施行する。

附則（平成二三年六月二二日法律第七〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は公布の日から、附則第十七条の規定は地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第号）の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

（旧特定非営利活動促進法の規定に基づいてされた申請等及びこれに係る事務の引継ぎに関する経過措置）

第二条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に、この法律による改正前の特定非営利活動促進法（以下「旧特定非営利活動促進法」という。）の規定に基づいて旧特定非営利活動促進法第九条の所轄庁（次項において「旧所轄庁」という。）に対してされた申請等（申請、届出及び提出をいう。同項において同じ。）は、この法律による改正後の特定非営利活動促進法（以下「新特定非営利活動促進法」という。）第九条の所轄庁（同項において「新所轄庁」という。）に対してされたものとする。

2 旧所轄庁は、この法律の施行の際、新所轄庁となる都道府県の知事又は指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。）の長に対し、その事務の遂行に支障が生じることのないよう、旧特定非営利活動促進法の規定に基づいてされた申請等に係る書類その他の資料を、適時かつ適切な方法で引き継ぐものとする。

（認証の申請に関する経過措置）

第三条 新特定非営利活動促進法第十条第一項の規定は、施行日以後に同項の認証の申請をする者の当該申請に係る申請書に添付すべき書類について適用し、施行日前に旧特定非営利活動促進法第十条第一項の認証の申請をした者の当該申請に係る申請書に添付すべき書類については、なお従前の例による。

2 当分の間、特定非営利活動法人は、新特定非営利活動促進法第十条第一項第八号の規定にかかわらず、同号の活動予算書に代えて、旧特定非営利活動促進法第十条第一項第八号の収支予算書を添付することができる。

3 前項の規定により添付することができることとされる収支予算書は、新特定非営利活動促進法第十条第一項第八号の活動予算書とみなして、新特定非営利活動促進法の規定を適用する。

（役員名簿に関する経過措置）

第四条 特定非営利活動法人は、施行日以後最初に新特定非営利活動促進法第二十九条に掲げる書類を提出するとき（施行日以後に新特定非営利活動促進法第二十三条第一項の規定により変更後の役員名簿を添えて届け出た場合を除く。）は、役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。次項において同じ。）を併せて提出しなければならない。

2 前項の規定に違反して、役員名簿の提出を怠ったときは、特定非営利活動法人の理事、監事又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

（定款の変更に関する経過措置）

第五条 新特定非営利活動促進法第二十五条第三項及び第四項の規定は施行日以後に同条第三項の認証の申請をする特定非営利活動法人について、同条第六項の規定は施行日以後に同項の届出をする特定非営利活動法人について適用し、施行日前に旧特定非営利活動促進法第二十五条第三項の認証の申請又は同条第六項の届出をした特定非営利活動法人については、なお従前の例による。

2 新特定非営利活動促進法第二十五条第七項の規定は、施行日以後に同条第三項の認証の申請又は同条第六項の届出をする特定非営利活動法人について適用し、施行日前に旧特定非営利活動促進法第二十五条第三項の認証の申請又は同条第六項の届出をした特定非営利活動法人については、なお従前の例による。

(事業報告書等及び活動計算書に関する経過措置)

第六条 新特定非営利活動促進法第二十八条第一項の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る同項に規定する事業報告書等について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る旧特定非営利活動促進法第二十八条第一項に規定する事業報告書等及び役員名簿等については、なお従前の例による。

2 当分の間、特定非営利活動法人は、新特定非営利活動促進法第二十八条第一項の規定にかかわらず、新特定非営利活動促進法第二十七条第三号の活動計算書に代えて、旧特定非営利活動促進法第二十七条第三号の収支計算書を作成し、備え置くことができる。

3 前項の規定により作成し、備え置くことができることとされる収支計算書は、新特定非営利活動促進法第二十七条第三号の活動計算書とみなして、新特定非営利活動促進法の規定を適用する。

4 新特定非営利活動促進法第二十九条の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る同条に規定する事業報告書等について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る旧特定非営利活動促進法第二十九条第一項に規定する事業報告書等、役員名簿等及び定款等については、なお従前の例による。

(仮認定に関する経過措置)

第七条 施行日から起算して三年を経過する日までの間に新特定非営利活動促進法第五十八条第二項の規定により準用する新特定非営利活動促進法第四十四条第二項の申請書を提出した特定非営利活動法人については、新特定非営利活動促進法第五十九条（第二号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

(罰則に関する経過措置)

第八条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第十九条 特定非営利活動法人制度については、この法律の施行後三年を目途として、新特定非営利活動促進法の実施状況、特定非営利活動を取り巻く社会経済情勢の変化等を勘案し、特定非営利活動法人の認定に係る制度、特定非営利活動法人に対する寄附を促進させるための措置、「特定非営利活動法人」という名称その他の特定非営利活動に関する施策の在り方について検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成二三年六月二四日法律第七四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

別表 (第二条関係)

- 一 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- 二 社会教育の推進を図る活動
- 三 まちづくりの推進を図る活動
- 四 観光の振興を図る活動
- 五 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動

- 六 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- 七 環境の保全を図る活動
- 八 災害救援活動
- 九 地域安全活動
- 十 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- 十一 国際協力の活動
- 十二 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- 十三 子どもの健全育成を図る活動
- 十四 情報化社会の発展を図る活動
- 十五 科学技術の振興を図る活動
- 十六 経済活動の活性化を図る活動
- 十七 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- 十八 消費者の保護を図る活動
- 十九 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- 二十 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動

群馬県特定非営利活動促進法施行条例

平成十年群馬県条例第三十八号
最終改正 平成二十四年条例第六十九号

(趣旨)

第一条 この条例は、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(設立の認証申請)

第二条 法第十条第一項の認証を受けようとする者は、規則で定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない。

2 法第十条第一項第二号八に規定する各役員の住所又は居所を証する書面は、次に掲げるとおりとする。

一 当該役員が住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の適用を受ける者である場合にあっては、同法第十二条第一項に規定する住民票の写し

二 当該役員が前号に該当しない者である場合にあっては、当該役員の住所又は居所を証する権限のある官公署が発給する書面

3 前項第二号に掲げる書面が外国語で作成されているときは、翻訳者を明らかにした訳文を添付しなければならない。

4 前二項に掲げる書面は、申請の日前六月以内に作成されたものでなければならない。

(縦覧期間中の補正)

第三条 法第十条第三項に規定する軽微な不備は、内容の同一性に影響を与えない範囲のものであり、かつ、客観的に明白な誤記、誤字又は脱字に係るものとする。

2 法第十条第一項の申請をした者が同条第三項の規定により申請書の不備を補正する場合は、規則で定めるところにより、補正後の申請書又はこれに添付する書類を添付した補正書を知事に提出しなければならない。

(みなし総会決議に係る社員総会の議事録)

第四条 法第十四条の九第一項の規定により社員総会の決議があったものとみなされた場合の社員総会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものとする。

一 社員総会の決議があったものとみなされた事項の内容

二 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

三 社員総会の決議があったものとみなされた日

四 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(定款変更の認証申請)

第五条 特定非営利活動法人は、法第二十五条第三項の認証を受けようとするときは、規則で定めるところにより、同条第四項に掲げる書類（所轄庁の変更を伴う定款変更の場合にあっては、法第二十六条第二項に掲げる書類）を添付した申請書を知事に提出しなければならない。

2 第三条の規定は、前項の申請書について準用する。

(定款変更の届出)

第六条 特定非営利活動法人は、法第二十五条第六項（法第五十二条第一項（法第六十二条において準用する場合を含む。第八条において同じ。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する定款の変更をしたときは、規則で定めるところにより、法第二十五条第六項に掲げる書類を添付した届出書を知事に提出しなければならない。

(定款の変更登記の完了に係る証明書の提出)

第七条 特定非営利活動法人は、法第二十五条第七項の規定による定款の変更に係る登記をしたときは、規則で定めるところにより、同項に掲げる書類を添付した提出書を知事に提出しなければならない。

(事業報告書等の提出)

第八条 法第二十九条（法第五十二条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による書類の提出は、規則で定めるところにより、毎事業年度初めの三月以内に行わなければならない。

(事業報告書等の閲覧及び謄写)

第九条 法第三十条の規定による閲覧及び謄写について必要な事項は、知事が別に定める。

(合併の認証申請)

第十条 特定非営利活動法人は、法第三十四条第三項の認証を受けようとするときは、規則で定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない。

2 第二条第二項から第四項までの規定は、前項の申請書に添付する書類について準用する。

3 第三条の規定は、第一項の申請書について準用する。

(認定の申請)

第十一条 法第四十四条第一項の認定を受けようとする特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、同条第二項各号に掲げる書類を添付した申請書を知事に提出しなければならない。

(認定の有効期間の更新申請)

第十二条 法第五十一条第二項の有効期間の更新を受けようとする認定特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、同条第五項の規定において準用する法第四十四条第二項第二号及び第三号に掲げる書類を添付した申請書を知事に提出しなければならない。ただし、これらの書類については、既に知事に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、その添付を省略することができる。

(認定特定非営利活動法人の定款変更等に関する書類の提出)

第十三条 第六条から第八条までの規定は、県の区域内及び他の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人のうち知事が所轄するもの以外のもの（次項及び次条第四項において「非所轄法人」という。）について準用する。

2 非所轄法人が法第二十五条第三項の定款の変更の認証を受けたときは、規則で定めるところにより、法第五十二条第二項に掲げる書類を添付した提出書を知事に提出しなければならない。

(役員報酬規程等の提出)

第十四条 認定特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、法第五十四条第二項第二号から第四号までに掲げる書類（同項第二号に掲げる書類にあっては、既に当該書類を提出している場合であってその内容に変更がないときは、その旨を記載した書類）を添付した提出書を、毎事業年度初めの三月以内に、知事に提出しなければならない。

2 認定特定非営利活動法人は、助成金の支給を行ったときは、規則で定めるところにより、法第五十四条第三項の書類を、事後遅滞なく、知事に提出しなければならない。

3 認定特定非営利活動法人は、海外への送金又は金銭の持出し（その金額が二百万円以下のものを除く。）を行うときは、規則で定めるところにより、法第五十四条第四項の書類を、事前に（災害に対する援助その他緊急を要する場合で事前の作成が困難なときは事後遅滞なく）、知事

に提出しなければならない。

(役員報酬規程等の閲覧及び謄写)

第十五条 法第五十六条の規定による閲覧及び謄写について必要な事項は、知事が別に定める。

(仮認定の申請)

第十六条 法第五十八条第一項の仮認定を受けようとする特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、同条第二項において準用する法第四十四条第二項第二号及び第三号に掲げる書類を添付した申請書を知事に提出しなければならない。

(仮認定特定非営利活動法人に関する規定の準用)

第十七条 第十三条から第十五条までの規定は、仮認定特定非営利活動法人について準用する。

(合併の認定の申請)

第十八条 法第六十三条第一項又は第二項の認定を受けようとする認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営利活動法人は、第十条の申請書の提出に併せて、規則で定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない。

2 第三条の規定は、前項の規定により提出する申請書について準用する。

(情報通信の技術を利用方法による手続)

第十九条 法第七十四条に規定する手続を、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第三条から第五条までの規定により、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行う場合については、規則で定める方法によるものとする。

(電磁的記録による保存)

第二十条 法第七十五条の規定により読み替えて適用する民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十六年法律第百四十九号。以下「電子文書法」という。)第三条第一項の条例で定める保存は、次に掲げる書面の備置きとする。

一 法第十四条(法第三十九条第二項において準用する場合を含む。)の規定による財産目録の備置き

二 法第二十八条第一項の規定による事業報告書等の備置き

三 法第二十八条第二項の規定による役員名簿及び定款等の備置き

四 法第三十五条第一項の規定による貸借対照表及び財産目録の備置き

五 法第五十四条第一項(法第六十二条(法第六十三条第五項において準用する場合を含む。)及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。)の規定による法第四十四条第二項第二号及び第三号に掲げる書類の備置き

六 法第五十四条第二項から第四項まで(これらの規定を法第六十二条において準用する場合を含む。)の規定による法第五十四条第二項各号に掲げる書類、同条第三項の書類及び同条第四項の書類の備置き

2 特定非営利活動法人は、電子文書法第三条第一項の規定により前項に規定する書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合にあっては、規則で定める方法により行わなければならない。

3 特定非営利活動法人は、前項の規定により電磁的記録の保存を行う場合にあっては、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形式でその使用に係る電子計算機その他の機器に表示し、及び書面を作成することができなければならない。

(電磁的記録による作成)

第二十一条 法第七十五条の規定により読み替えて適用する電子文書法第四条第一項の条例で定める作成は、次に掲げる書面の作成とする。

- 一 法第十四条の規定による財産目録の作成
 - 二 法第二十八条第一項の規定による事業報告書等の作成
 - 三 法第三十五条第一項の規定による貸借対照表及び財産目録の作成
 - 四 法第五十四条第二項から第四項まで（これらの規定を法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による法第五十四条第二項各号に掲げる書類、同条第三項の書類及び同条第四項の書類の作成
- 2 特定非営利活動法人は、電子文書法第四条第一項の規定により前項各号に規定する書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合にあっては、規則で定める方法により行わなければならない。

（電磁的記録による縦覧等）

第二十二条 法第七十五条の規定により読み替えて適用する電子文書法第五条第一項の条例で定める縦覧等は、次に掲げる書面の閲覧とする。

- 一 法第二十八条第三項の規定による事業報告書等、役員名簿及び定款等の閲覧
 - 二 法第四十五条第一項第五号（法第五十一条第五項及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。）の規定による同号イ及びロに掲げる書類の閲覧
 - 三 法第五十二条第四項（法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による事業報告書等、役員名簿及び定款等の閲覧
 - 四 法第五十四条第五項（法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による法第四十四条第二項第二号及び第三号に掲げる書類並びに法第五十四条第二項第二号から第四号までに掲げる書類、同条第三項の書類及び同条第四項の書類の閲覧
- 2 特定非営利活動法人は、電子文書法第五条第一項の規定により前項に規定する書面の閲覧に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行う場合にあっては、規則で定める方法により行わなければならない。

（委任）

第二十三条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成十年十二月一日から施行する。

附 則

この条例は、平成十五年五月一日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十年十二月一日から施行する。
（群馬県特定非営利活動促進法に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行条例の廃止）
- 2 群馬県特定非営利活動促進法に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行条例（平成十七年群馬県条例第二十四号）は、廃止する。
（群馬県特定非営利活動促進法に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行条例の廃止に伴う経過措置）
- 3 この条例の施行前に前項の規定による廃止前の群馬県特定非営利活動促進法に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行条例により行われた縦覧その他の行為は、改正後の群馬県特定非営利活動促進法施行条例の相当規定により行われた縦覧その他の行為とみなす。

す。

(群馬県特定非営利活動促進法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行条例の廃止)

4 群馬県特定非営利活動促進法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行条例(平成十七年群馬県条例第六十号)は、廃止する。

(群馬県特定非営利活動促進法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行条例の廃止に伴う経過措置)

5 この条例の施行前に前項の規定による廃止前の群馬県特定非営利活動促進法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行条例の規定により行われた保存その他の行為は、改正後の群馬県特定非営利活動促進法施行条例の相当規定により行われた保存その他の行為とみなす。

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則

この条例は、平成二十四年十月二十六日から施行する。

玉村町群馬県特定非営利活動促進法施行条例施行規則

平成二十五年三月二十九日
玉村町規則第十五号

（趣旨）

第1条 この規則は、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）及び群馬県特定非営利活動促進法施行条例（平成10年群馬県条例第38号。以下「県条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（設立の認証申請書等）

第2条 県条例第2条第1項の規定による申請書の提出は、別記様式第1号によるものとする。
2 前項の申請書に添付する書類のうち、法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類には、それぞれ副本1通を添えるものとする。

（公告及び縦覧）

第3条 法第10条第2項（法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による公告は、玉村町公告式条例（昭和32年条例第1号）第2条第2項の例によるものとする。
2 法第10条第2項の規定による縦覧は、玉村町の休日を守る条例（平成元年条例第2号）第1条に規定する玉村町の休日を除く日の執務時間内（以下「執務時間内」という。）に、玉村町経営企画課において行うものとする。

（縦覧期間中の補正）

第4条 法第10条第3項の規定による補正は、別記様式第2号により行うものとする。この場合において、当該補正が同条第1項の申請書に添付された同項第1号、第2号イ、第5号、第7号又は第8号に掲げる書類に係るものであるときは、副本1通を添えるものとする。

（設立の登記の届出）

第5条 法第13条第2項の規定による届出は、別記様式第3号により行うものとする。
2 前項の届出書に添付する書類のうち、登記事項証明書にはその写し1通を、財産目録には副本1通を添えるものとする。

（役員の変更等の届出）

第6条 法第23条第1項の規定による届出は、別記様式第4号に変更後の役員名簿を添えて行うものとする。
2 前項の届出書に添付する変更後の役員名簿には、副本1通を添えるものとする。
3 法第23条第2項の規定の適用を受ける場合における県条例第2条第4項の規定の適用については、同項中「申請」とあるのは「届出」とする。

（定款の変更の認証申請書等）

第7条 県条例第5条の規定による申請書の提出は、別記様式第5号によるものとする。
2 法第25条第4項の規定により申請書に添付する書類のうち、変更後の定款、当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書並びに法第26条第2項の規定により添付する法第10条第1項第2号イに掲げる書類及び事業報告書には、副本1通を添えるものとする。
3 第4条の規定は、法第25条第5項において準用する法第10条第3項の補正について準用する。

(定款の変更の届出)

第8条 法第25条第6項の規定による届出は、別記様式第6号により行うものとする。
2 前項の届出書に添付する変更後の定款には、副本1通を添えるものとする。

(定款の変更登記の完了に係る証明書の提出)

第9条 法第25条第7項の規定による書類の提出は、別記様式第7号に登記事項証明書及び変更後の定款を添えて行うものとする。
2 前項の規定により提出する登記事項証明書にはその写し1通を、変更後の定款には副本1通を添えるものとする。

(事業報告書等の提出)

第10条 法第29条の規定による書類の提出は、別記様式第8号に法第28条第3項第1号に規定する事業報告書等を添えて行うものとする。
2 前項の規定により提出する事業報告書等には副本1通を添えるものとする。

(事業報告書等の閲覧及び謄写)

第11条 法第30条の規定による閲覧又は謄写は、執務時間内に、玉村町経営企画課において行うものとする。
2 前条の規定により閲覧又は謄写しようとする者は、別記様式第9号を町長に提出するものとする。

(成功の不能による解散の認定の申請)

第12条 特定非営利活動法人は、法第31条第2項の認定を受けようとするときは、別記様式第10号の申請書に同条第3項の書面を添えて町長に提出するものとする。

(解散等の届出)

第13条 法第31条第4項の規定による届出は、別記様式第11号に解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付して行うものとする。
2 法第31条の8の規定による届出は、別記様式第12号に清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付して行うものとする。

(残余財産の譲渡の認証の申請)

第14条 清算人は、法第32条第2項の認証を受けようとするときは、別記様式第13号による申請書を町長に提出するものとする。

(清算終了の届出)

第15条 法第32条の3の規定による届出は、別記様式第14号に清算終了の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付して行うものとする。

(合併の認証申請書等)

第16条 県条例第10条の申請書の提出は、別記様式第15号により行うものとする。
2 第2条第2項の規定は、前項の申請書について準用する。
3 第4条の規定は、第1項の申請書について準用する。

(合併の登記の届出)

第17条 法第39条第2項において準用する法第13条第2項の規定による届出書の提出は別記様式第16号により行うものとする。

(身分証明書)

第18条 法第41条第3項に規定する身分を示す証明書は、別記様式第17号によるものとする。

(電磁的記録による保存)

第19条 県条例第20条第2項の規定により、書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合には、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。

- (1) 作成された電磁的記録を特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもって調製するファイルにより保存する方法
- (2) 書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

(電磁的記録による作成)

第20条 県条例第21条第2項の規定により、書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合には、特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法により作成を行うものとする。

(電磁的記録による縦覧等の方法)

第21条 県条例第22条第2項の規定により、書面の閲覧に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行う場合には、当該事項を特定非営利活動法人の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は当該事項を記載した書類により行うものとする。

(その他)

第22条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際に効力を有する群馬県知事が行った手続きその他の行為又は現に群馬県知事に対して行っている申請その他の行為で、群馬県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年群馬県条例第43号）別表に規定する当町が処理することとなる事項に係るものは、この規則の施行後においては、この規則の相当規定によりなされたものとする。

年 月 日

（あて先）玉村町長

申請者 住所又は居所

氏名

印

電話番号

メール

設 立 認 証 申 請 書

下記のとおり特定非営利活動法人を設立することについて、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第10条第1項の認証を受けたいので、申請します。

記

- 1 特定非営利活動法人の名称
- 2 代表者の氏名
- 3 主たる事務所の所在地
- 4 その他の事務所の所在地
- 5 定款に記載された目的

注1 「3 主たる事務所の所在地」及び「4 その他の事務所の所在地」には、事務所の所在地の町名及び番地まで記載すること。また、ビル等に所在する場合は、その建物の名称及び所在階数まで記載すること。

2 申請書には次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 定款（2部）
- (2) 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。）（2部）
- (3) 各役員が法第20条各号に該当しないこと及び法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本（1部）
- (4) 各役員の住所又は居所を証する書面（1部）
- (5) 社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面（1部）
- (6) 法第2条第2項第2号及び法第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面（1部）
- (7) 設立趣旨書（2部）
- (8) 設立についての意思の決定を証する議事録の謄本（1部）
- (9) 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書（2部）
- (10) 設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書（その行う活動に係る事業の収益及び費用の見込みを記載した書類をいう。）（2部）

年 月 日

（あて先）玉村町長

申請者若しくは代表者の住所若しくは居所
又は特定非営利活動法人の所在地
特定非営利活動法人の名称
申請者又は代表者名 印
電話番号
メール

補 正 書

年 月 日に申請した〔 補正する書類の種類 〕について
不備がありましたので、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）

〔 第10条第3項
第25条第5項において準用する法第10条第3項
第34条第5項において準用する法第10条第3項 〕 の規定により、下記とおり
補正を申し立てます。

記

1 補正の内容

2 補正の理由

注1 〔 補正する書類の種類 〕には、申請書の場合は、その申請書の名称（「設立認証申請書」等）を、申請書に添付された書類の場合は、当該申請書の名称及び当該書類を特定することができる文言（「設立認証申請書に添付する定款」等）を記載すること。

2 「1 補正の内容」には、補正する箇所について、補正後と申請段階での記載の違いを明らかにした対照表を記載すること。

3 補正書には、補正後の書類を添付すること。ただし、以下の書類について補正を行う場合は、補正後の書類各2部を添付すること。

- (1) 定款
- (2) 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。）
- (3) 設立趣旨書又は合併趣旨書
- (4) 設立若しくは合併当初の事業年度又は定款変更の日の属する事業年度及びそれらの翌事業年度の事業計画書
- (5) 設立若しくは合併当初の事業年度又は定款変更の日の属する事業年度及びそれらの翌事業年度の活動予算書
- (6) 法第26条第2項の規定により添付する事業報告書等

年 月 日

（あて先）玉村町長

特定非営利活動法人の所在地
特定非営利活動法人の名称
代表者氏名
電話番号
メール

印

設 立 登 記 完 了 届 出 書

設立の登記を完了したので、特定非営利活動促進法第13条第2項の規定により、登記事項証明書及び財産目録を添えて届け出ます。

注 この届出書には、次の書類を添付すること。

- （1） 登記事項証明書2部（このうち1部は写しとすること。）
- （2） 財産目録2部

年 月 日

（あて先）玉村町長

特定非営利活動法人の所在地
 特定非営利活動法人の名称
 代表者氏名
 電話番号
 メール

印

役員変更等届出書

次のとおり役員の変更等があったので、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）

第23条
 第52条第1項の規定により読み替えて適用する法第23条
 第62条において準用する法第52条第1項の規定により読み替えて適用する法第23条 } の規定

により、変更後の役員名簿を添えて届け出ます。

変更年月日 変更事項	役職名	氏名	住所又は居所

- 注1 「変更事項」欄には、新任、再任、任期満了、死亡、辞任、解任、住所（又は居所）の異動、改姓又は改名の別を記載し、また、補欠のため、又は増員によって就任した場合には、その旨を付記すること。なお、任期満了と同時に再任した場合には、再任とだけ記載すれば足りる。
- 2 「役職名」欄には、理事、監事の別を記載すること。
- 3 改姓又は改名の場合には、「氏名」欄に、旧姓又は旧名を括弧を付して併記すること。
- 4 「住所又は居所」欄には、住所又は居所を証する書面により証された事項を記載すること。
- 5 役員が新たに就任した場合（任期満了と同時に再任された場合を除く。）は、以下の書類を添付すること。
- (1) 当該各役員が法第20条各号に該当しないこと及び法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本
- (2) 当該各役員の住所又は居所を証する書面
- 6 変更後の役員名簿については、2部（法第52条第1項（法第62条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により非所轄法人が届け出る場合は、1部）を添付すること。
- 7 2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営利活動法人が法第52条第1項の規定に基づき所轄庁以外の関係知事に届け出る場合には、届出先の団体が定めるところによること。

年 月 日

（あて先）玉村町長

特定非営利活動法人の所在地

特定非営利活動法人の名称

代表者氏名

印

電話番号

メール

定 款 変 更 認 証 申 請 書

下記のとおり定款を変更することについて特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第25条第3項の認証を受けたいので、申請します。

記

1 変更の内容

2 変更の理由

注1 「1 変更の内容」には、変更しようとする定款の条文等について、変更後と現行の記載の違いを明らかにした新旧条文等の対照表を記載すること。変更しようとする時期を定めている場合には、その旨も記載すること。

2 当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本（1部）、変更後の定款（2部）並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書（当該定款の変更が法第11条第1項第3号又は第11号に掲げる事項に係る変更を含むものであるときに限る。）（2部）を添付すること。

3 所轄庁の変更を伴う定款の変更の場合には、2に掲げる書類のほか以下の書類を添付すること。

(1) 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。）

(2部)

- (2) 法第2条第2項第2号及び第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面(1部)
- (3) 直近の法第28条第1項に規定する事業報告書等(設立後当該書類が作成されるまでの間は法第10条第1項第7号の事業計画書、同項第8号の活動予算書及び法第14条の財産目録、合併後当該書類が作成されるまでの間は法第34条第5項において準用する法第10条第1項第7号の事業計画書、法第34条第5項において準用する法第10条第1項第8号の活動予算書及び法第35条第1項の財産目録)(2部)
- 4 法第52条第3項の規定により、認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営利活動法人が法第26条第1項の所轄庁の変更を伴う定款の変更の申請をする場合には、注2及び3に掲げる書類のほか、以下の書類を添付すること。
 - (1) 法第44条第2項第1号に規定する寄附者名簿の写し(仮認定特定非営利活動法人は除く。)、同項第2号に規定する認定又は仮認定の基準に適合する旨を説明する書類及び法第47条の欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類の写し、同項第3号に規定する寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類の写し
 - (2) 認定又は仮認定の通知書の写し
 - (3) 所轄庁に提出した直近の法第54条第2項第2号から第4号までに規定する以下の書類の写し
 - ① 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
 - ② 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項及び以下に掲げる書類
 - イ 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項
 - ロ 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項
 - ハ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項
 - (甲) 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引
 - (乙) 役員等との取引
 - ニ 寄附者(当該認定特定非営利活動法人等の役員、役員配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該認定特定非営利活動法人等に対する寄附金の額の合計額が二十万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日
 - ホ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項
 - ヘ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日
 - ト 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合(その金額が二百万円以下の場合に限る。)におけるその金額及び使途並びにその実施日
 - ③ 法第45条第1項第3号(ロに係る部分を除く。)、第4号イ及びロ、第5号並びに第7号に掲げる基準に適合している旨並びに法第47条の欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類
 - (4) 所轄庁に提出した直近の法第54条第3項及び第4項に規定する以下の書類の写し
 - ① 助成金の支給の実績を記載した書類
 - ② 海外への送金又は金銭の持出し(その金額が二百万円以下のものを除く。)を行う場合で、事前に、その金額及び使途並びにその予定日(事前の作成が困難な場合はその実施日)を記載した書類

年 月 日

（あて先）玉村町長

特定非営利活動法人の所在地

特定非営利活動法人の名称

代表者氏名

電話番号

メール

印

定 款 変 更 届 出 書

下記のとおり定款を変更したので、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）

第25条第6項
第52条第1項の規定により読み替えて適用する法第25条第6項
第62条において準用する法第52条第1項の規定により読み替えて適用する法第25条第6項

の

規定により、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添えて届け出ます。

記

1 変更の内容

2 変更の理由

注1 「1 変更の内容」には、変更した定款の条文等について、変更後と変更前の記載の違いを明らかにした新旧条文等の対照表を記載し、併せて、変更した時期を記載すること。

2 この届出書には、議事録の謄本1部及び変更後の定款2部（法第52条第1項（法第62条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により非所轄法人が届け出る場合は、1部）を添付すること。

3 2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営利活動法人が法第52条第1項の規定に基づき、所轄庁以外の関係知事に届け出る場合には、届出先の団体が定めるところによること。

年 月 日

（あて先）玉村町長

特定非営利活動法人の所在地
特定非営利活動法人の名称
代表者氏名
電話番号
メール

印

定款の変更の登記完了提出書

定款の変更の登記を完了したので、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）

第25条第7項

第52条第1項の規定により読み替えて適用する法第25条第7項

第62条において準用する法第52条第1項の規定により読み替えて適用する法第25条第7項

の

規定により、登記事項証明書及び変更後の定款（法第25条第3項の規定による認証を受けた場合に限る。）を添えて提出します。

記

注1 この提出書には、登記事項証明書2部（このうち1部は写しとすること。）及び変更後の定款2部（法第52条第1項（法第62条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により非所轄法人が提出する場合は、各1部）を添付すること。

2 2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営利活動法人が法第52条第1項の規定に基づき、所轄庁以外の関係知事に提出する場合には、提出先の団体が定めるところによること。

年 月 日

（あて先）玉村町長

特定非営利活動法人の所在地

特定非営利活動法人の名称

代表者氏名

印

電話番号

メール

事業報告書等提出書

下記に掲げる前事業年度（ 年 月 日から 年 月 日まで）
の事業報告書等について、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）

第29条

第52条第1項の規定により読み替えて適用する法第29条

第62条において準用する法第52条第1項の規定により読み替えて適用する法第29条

の

規定により、提出します。

記

- 1 前事業年度の事業報告書
- 2 前事業年度の活動計算書
- 3 前事業年度の貸借対照表
- 4 前事業年度の財産目録
- 5 前事業年度の年間役員名簿
- 6 前事業年度の末日における社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面

注1 この提出書には、上記の提出書類各2部（法第52条第1項（法第62条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により非所轄法人が提出する場合は、各1部）を添付すること。

2 特定非営利活動に係る事業のほか、その他の事業を行う場合には、活動計算書を一つの書類の中で別欄表示し、また、その他の事業を実施していない場合は、脚注においてその旨を記載する。

3 5の書類は、前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載した名簿をいう。

4 2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営利活動法人が法第52条第1項の規定に基づき、所轄庁以外の関係知事に提出する場合には、提出先の団体が定めるところによること。

年 月 日

（あて先）玉村町長

特定非営利活動法人の所在地
特定非営利活動法人の名称
代表者氏名
電話番号
メール

印

解 散 認 定 申 請 書

特定非営利活動促進法第31条第1項第3号に掲げる事由により下記のとおり特定非営利活動法人を解散することについて、同条第2項の認定を受けたいので、申請します。

記

1 事業の成功の不能となるに至った理由及び経緯

2 残余財産の処分方法

注 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能の事由を証する書面を添付すること。

年 月 日

（あて先）玉村町長

特定非営利活動法人の所在地
特定非営利活動法人の名称
代表者氏名
電話番号
メール

印

解 散 届 出 書

特定非営利活動促進法第31条第1項第①号に掲げる事由により下記のとおり特定非営利活動法人を解散したので、同条第4項の規定により、届け出ます。

記

1 解散の理由

2 残余財産の処分方法

- 注1 ①の部分には、解散事由の区分に応じ、「1」、「2」、「4」又は「6」を記入すること。
2 解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付すること。

年 月 日

（あて先）玉村町長

	特定非営利活動法人の名称	
清算人	住所又は居所	
	氏 名	印
	電 話 番 号	
	メ ー ル	

清算人就任届出書

下記のとおり解散に係る清算中に清算人が就任したので、届け出ます。

記

- 1 清算人の氏名
- 2 清算人の住所又は居所
- 3 清算人が就任した年月日

注 当該清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付すること。

年 月 日

（あて先）玉村町長

特定非営利活動法人の名称
清 算 人 住所又は居所
氏 名 印
電 話 番 号
メ ー ル

残 余 財 産 譲 渡 認 証 申 請 書

下記のとおり残余財産を譲渡することについて、特定非営利活動促進法第32条第2項の認証を受けたいので、申請します。

記

1 譲渡すべき残余財産

2 残余財産の譲渡を受ける者

注 「2 残余財産の譲渡を受ける者」には、残余財産の譲渡を受ける者が複数ある場合には、譲渡を受ける者ごとに譲渡する財産を記載すること。

年 月 日

（あて先）玉村町長

清算人 住所又は居所
氏 名
電 話 番 号
メ ー ル

印

清算終了届出書

解散に係る清算が終了したので、届け出ます。

記

注 清算終了の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付すること。

（あて先）玉村町長

合併しようとする特定非営利活動法人（甲）

法人の所在地
法人の名称
法人の代表者氏名
法人の電話番号
法人のメール

印

合併しようとする特定非営利活動法人（乙）

法人の所在地
法人の名称
法人の代表者氏名
法人の電話番号
法人のメール

印

合併認証申請書

特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第34条第5項において準用する法第10条第1項の規定により、下記のとおり合併することについて、認証を受けたいので、申請します。

記

- 1 特定非営利活動法人の名称
- 2 代表者の氏名
- 3 主たる事務所の所在地
- 4 その他の事務所の所在地
- 5 定款に記載された目的

注1 の部分には、合併の態様に応じて「合併後存続する」又は「合併によって設立する」を記入すること。

- 2 「3 主たる事務所の所在地」及び「4 その他の事務所の所在地」には、事務所の所在地の町名及び番地まで記載すること。また、ビル等に所在する場合は、その建物の名称及び所在階数まで記載すること。
- 3 申請書には次に掲げる書類を添付すること。
 - (1) 合併の議決をした各法人の社員総会の議事録の謄本（1部）
 - (2) 定款（2部）
 - (3) 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。）（2部）
 - (4) 各役員が法第20条各号に該当しないこと及び法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本（1部）
 - (5) 各役員の住所又は居所を証する書面（1部）
 - (6) 社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面（1部）
 - (7) 法第2条第2項第2号及び第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面（1部）
 - (8) 合併趣旨書（2部）
 - (9) 合併当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書（2部）
 - (10) 合併当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書（その行う活動に係る事業の収益及び費用の見込みを記載した書類をいう。）（2部）

年 月 日

（あて先）玉村町長

特定非営利活動法人の所在地

特定非営利活動法人の名称

代表者氏名

電話番号

メール

印

合併登記完了届出書

合併の登記を完了したので、特定非営利活動促進法第39条第2項において準用する同法第13条第2項及び第14条の規定により、登記事項証明書及び財産目録を添えて届け出ます。

注 この届出書には、次の書類を添付すること。

- (1) 登記事項証明書2部（このうち1部は写しとすること。）
- (2) 合併の時の財産目録2部

（表）

写 真	第 号
特定非営利活動法人検査員証	
所属	
氏名	
上記の者は、特定非営利活動促進法第41条第1項の規定により、検査を行うものであることを証明する。	
年 月 日交付	
玉村町長	印

（裏）

この証を携帯する者は、特定非営利活動促進法第41条第3項（同法第64条第7項において準用する場合を含む。）の規定により、特定非営利活動法人の業務及び財産の状況等を検査する職権を行う者である。

○ 特定非営利活動促進法抜粋
（報告及び検査）

第41条 所轄庁は、特定非営利活動法人（認定特定非営利活動法人及び仮認定特定非営利活動法人を除く。以下この項及び次項において同じ。）が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるときは、当該特定非営利活動法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該特定非営利活動法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 所轄庁は、前項の規定による検査をさせる場合においては、当該検査をする職員に、同項の相当の理由を記載した書面を、あらかじめ、当該特定非営利活動法人の役員その他の当該検査の対象となっている事務所その他の施設の管理について権限を有する者（以下この項において「特定非営利活動法人の役員等」という。）に提示させなければならない。この場合において、当該特定非営利活動法人の役員等が当該書面の交付を要求したときは、これを交付させなければならない。

3 第1項の規定による検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

4 第1項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

申請や届出手续についてご不明な点がありましたら、玉村町役場経営企画課までお問い合わせください。

———— 玉村町役場経営企画課 ————

〒370-1192 群馬県佐波郡玉村町大字下新田201

TEL 0270-64-7711 (ダイヤルイン)

FAX 0270-65-2592

URL <http://www.town.tamamura.lg.jp/>

E-mail keiei@town.tamamura.lg.jp

特定非営利活動法人の管理・運営の手引

平成26年7月発行

玉村町役場経営企画課
